

# F D 報告書

2014 年度

大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会



## 目 次

|   |     |
|---|-----|
| はじめに.....   | 3   |
| 副学長／ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長 小松 義明                        |     |
| 「第1回FD研究会」報告 .....                                      | 5   |
| 演 題：「大規模授業における効果的なプレゼンテーションのコツ」                         |     |
| 講演者：宮瀧 交二 先生（本学文学部英米文学科教授）                              |     |
| 日 時：2014年10月28日（火）16：00～18：00                           |     |
| 場 所：板橋校舎2号館2-0220大会議室／東松山校舎管理棟大会議室                      |     |
| 「第2回FD研究会」報告 .....                                      | 27  |
| 演 題：「著作権保護の意義と公正利用行為の範囲と限界について<br>—教育上に関する著作権法の知見を深める—」 |     |
| 講演者：加藤 文也 弁護士（東京中央法律事務所）                                |     |
| 日 時：2014年11月20日（木）16：00～18：00                           |     |
| 場 所：板橋校舎2号館2-0220大会議室／東松山校舎管理棟大会議室                      |     |
| 「スポーツ・健康科学部主催公開FD講習会」報告.....                            | 47  |
| 演 題：「精神障害や発達障害の基礎知識～ケースに学ぶ～」                            |     |
| 講演者：種ヶ嶋 尚志 先生（日本大学工学部総合教育系准教授・臨床心理士）                    |     |
| 日 時：2014年7月29日（火）15：30～17：00                            |     |
| 場 所：東松山校舎9号館9406教室                                      |     |
| 「2013年度卒業生満足度アンケート調査」報告 .....                           | 59  |
| FDレポート.....   | 109 |
| 「大学が抱える課題を整理してみる」                                       |     |
| ファカルティ・ディベロップメント委員会副委員長 水谷正大                            |     |



## はじめに

大東文化大学副学長

ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長

小 松 義 明

2014年度のファカルティ・ディベロップメント（以下、FDとする。）委員会は、授業評価と授業改善を中心に活動を実施しました。授業評価活動は、例年通り学生による授業評価アンケートを実施しました。本年度は、2004年度を最後に前期のアンケートの実施がなされていないこと、前期科目の実施の要望があること等を理由に、マークシート方式のみにより前期の実施となりました。本委員会は、各学部・学科の独自の観点から授業評価アンケートの結果を分析し、FD活動を活性化することに大きな意義があると考えています。そのため今年度も昨年度のアンケート結果の分析を各学部・学科へ依頼しました。各学部・学科より寄せられた結果によれば、前年度との比較および全学の平均値との比較を意識した分析の記述が増え、多くの「授業改善に繋がる教員のコメント」が紹介されています。また各学部・学科におけるFD活動の取り組み状況の紹介や教室の割当や施設の充実の提案なども具体的に記述され、昨年度にも増して内容が豊富になりました。このような観点からみると、各学部・学科のFD活動の取り組みが全学的に共有できるようになり、授業評価アンケートに関する組織的なフィードバックの効果が今後期待できると考えられます。

授業改善の活動に関しては、より身近な方法で多くの教職員が参加できるようにFD研究会の形式で実施しました。「第1回FD研究会」は、2014年10月28日に板橋校舎2-0220会議室と東松山管理棟大会議室との遠隔形式で、本学文学部英米文学科教授の宮瀧交二先生により「大規模講義における効果的なプレゼンテーションのコツ」というテーマで講演していただきました。少人数授業に較べて学生を授業に集中させることが難しい大規模授業において、宮瀧先生が実践されている様々な工夫を「学生と教員との双方向の交流」という視点で具体的に提示していただきました。ユーモアを交えた和やかな雰囲気の中で、多くの参加者と活発な質疑応答が行われ、大変有意義な研究会となりました。

「第2回FD研究会」は、2014年11月20日に第1回FD研究会と同様に遠隔形式で、弁護士の加藤文也先生をお招きして「大学における著作権法の知見を深める」という演題で実施しました。授業を行う際や論文指導をする際に著作権法に関して留意すべき点について、注目すべきいくつかのケースの検討を通して分かり易く解説をしていただきました。参加者も日頃より抱えている疑問点を加藤先生に投げかけることによって積極的な意見交換が行われ、盛況な研究会となりました。

本委員会は、今後も本学の魅力的な授業や教育改善の成果をより高めるため、学部・学科での相互の情報交換を重視しながら、十分に議論し、本学の教育の質の向上を図っていきたいと思います。13回実施してきた授業評価アンケートの振り返り作業を行い、その分析によって授業評価アンケートを本学教員のより一層の授業改善、教育力向上に結び付けることを検討課題としていきます。また、学生にいかに意義のある教育を提供するかという観点から、入学前教育、初年次教育、キャリア教育およびリメディアル教育といった全学的な教育に係る提案事項に関して検討すべき課題に取

り組みます。

なお本報告書には、今年度を実施した上記の2回のFD研究会の内容とそれに伴う質疑応答を収録し、また卒業式の日を実施した「2013年度卒業生満足度アンケート調査」報告を収録しています。ぜひご一読を賜り、本学の教育・研究の更なる向上と発展に役立てていただくようお願い申し上げます。

## 第1回FD研究会報告

# 「大規模授業における効果的な プレゼンテーションのコツ」

講演者：宮瀧交二先生

(本学文学部英米文学科教授)

日時：2014年10月28日(火) 16:00～18:00

場所：板橋校舎2号館2-0220大会議室

東松山校舎管理棟大会議室

**水谷（司会）** これから第1回のFD研究会を開催致します。本日は、太田学長と高尾副学長も参加され、非常に高い関心のもとに、コンパクトな研究会になりましたので、忌憚のない意見交換をし、今後の教育活動に活かしていただければと思います。

今回のFD研究会は、文学部英米文学科の宮瀧先生に「大規模講義における効果的なプレゼンテーションのコツ」というテーマで講演をお願いいたしました。講演の後、質疑応答の時間を設けますので、活発な質問や発言されることを期待しております。それでは始めに、太田学長から挨拶をお願いします。



**太田学長** 本学は、「教育の大東」を目標に掲げています。学生生活支援については学生支援センターを設置して2年目となりました。面倒見がよく、いろいろな面で生活支援活動が行われており、学生の満足度は高くなっていると思います。一方で、学習支援や教育の中身については、各学部・学科の先生方が、初年次教育、2年次教育など大変な努力をされています。また、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーと呼ばれる、いわゆる3ポリシーも策定をしていただいたところです。

しかし、リクルートの調査によると、志願者からの本学に対するイメージとして、学習面で

は「ぼんやりした印象」「あまり研究的でない」「教育的でない」など、問題があることが分かります。教育の中身の向上、そして学習の支援ということについて、今後の大きな課題としてディプロマポリシーを軸に、学生に対してより強くアピールし、高い要求を出していくことが必要であり、そのためのさまざまな施策を展開していくことがとても大事になっていると思います。

先週、東松山校舎で「学長と語る会」を開催させていただいたところ、ほとんどの先生方の教育に対する関心が高く、例えば、学力不振の学生への支援、リメディアル教育への対応などの意見が出されました。今、大学としてそれらの課題を含め、GPAを検討し、近いうちに提起する予定です。しかし、GPAでただ評するというだけではなく、学生の主体的な学びをどう支援するかという観点で考えていかななくてはなりません。学生一人一人の学習を支援する仕組みとして考えていきたいと思っています。

また、教育方法のあり方の課題があります。国際関係学部や経営学部などでPBLの試みが始まり、アクティブラーニングや学びの共同体ということで、授業の活性化や様々な取組みに関する試みが始まっているところです。今後、このような教育や授業をどのように構築していくかということが、「教育の大東」の大きな一つの課題だと思います。

宮瀧先生のお話は以前にも拝聴したことがありますが、今でも心に残っている話題があり、本日も勉強させていただきたいと思っております。

**水谷（司会）** ありがとうございます。宮瀧先生は、パワー・ポイントを使いながら講演されますので、会場の画面と資料をご覧になりながら、お話を聞いていただければと思います。





それでは宮瀧先生、よろしくお願いいたします。

**宮瀧** ご紹介いただきました宮瀧です。私は文学部英米文学科の所属ではありますが、全学共通科目対応の教員として、東松山校舎で歴史関係の講義と、博物館学芸員資格関係の講義などを担当しております。まず、その辺りのお話をします。

画面に映っているパワーポイントには大東カラーの色を付けたのですが、ハンドアウトの方



はモノトーンになっています。今年度は、全学共通科目は「文化史（日本文化史 A）」半期 2 コマ、同様に後期に「文化史（日本文化史 B）」半期 2 コマ、それから半期 1 コマの「日本子ども史」という授業を担当しておりますが、これは文学部教育学科保育士課程の専門科目にもなっています。また、10 年以上の歴史があり、代々いろいろな先生方が担当されてきた「《愛》について」というオムニバス形式の授業があります。よく「哲・史・文」と言いますが、現在は、哲学の吉永先生、アメリカ文学の中垣先生、それから歴史学の私の 3 名で担当しています。私は「歴史の中に愛を探す」というテーマでお話をしています。

私が担当する全学共通の科目は、全て受講者 100 名以上の授業になっています。年度によりばらつきがありますが、「文化史」などは平均して 200 名以上、300 名を超えたときもありました。これは私の講義の問題ではなく、学生達の時間割の都合による問題かと思えます。「文化史」は、水曜日の 2 限と木曜日の 2 限に実施しており、学生達が履修しやすい時間帯になっているのだと考えられます。

博物館学講座開講科目として、「博物館学概論 1」「博物館学概論 2」、実際に掛け軸や絵巻物を取り扱ったりする「博物館実習 1」という授業も担当しております。

英米文学科の専門科目の「ゼミナール」と、今年度から新設した「文学と美術」も半期 1 コマ担当しております。

また、長く担当しておりますが、外国語学部の日本語学科専門科目の「日本文化史概説」があり、これは通年科目です。

全学共通科目以外は、多くてもだいたい 50 名とあまり大人数ではありませんが、全学共通科目は全部大人数です。毎年度、全授業を履修

する学生をトータルするとだいたい九百から千名、平均して約千名ぐらいの成績を出しているということになります。



私は本学に赴任してから今年で10年目を迎えました。それまでは、立教大学の博士課程を経て、平成元年からの16年間を埼玉県博物館学芸員として、大宮の埼玉県立博物館や、高崎線の桶川駅前に埼玉県が設立したさいたま文学館の立ち上げ事業など、博物館の現場で仕事をしてきました。

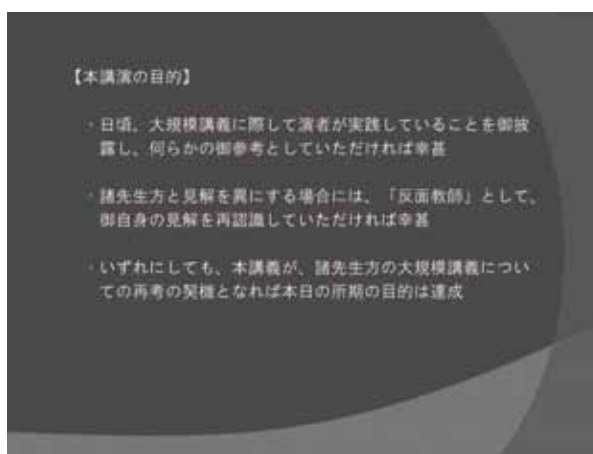
このような私の経歴の中で、本学の多くの先生方と一緒に博物館学講座の運営を10年前からさせていただいています。今は責任者をさせていただいておりますが、先生方には学生達の博物館実習の件で、いろいろとお世話になっているかと思えます。この場を借りてお礼申し上げます。

その他、東松山キャンパス運営委員会のもとに東松山の教務部会があり、その下に全学共通科目分科会があり、今年はその責任者を任せ、調整をいろいろとやりくりしているところです。

さて、今日のお話は、以前に文学部FD委員会やスポーツ・健康科学部のFD委員会でもお話させていただきました。今回は、全学FD委員会からこの講演の依頼があり、同じような内容になり申し訳ないとは思いますが、普段、私が授業で行っていることをお話ししたいと思います。

ます。

それから、一番下に少し余計なことを記載しましたが、大東文化大学全学応援団の部長も務めています。恥ずかしい感じがしますが、応援団では「部長」と言わずに「学内相談役」という仰々しい名前になっています。また、吹奏楽団の部長もやっています。これらに関する学生達が先生方にいろいろとお世話になっているかと思えますので、この場を借りてお礼申し上げます。

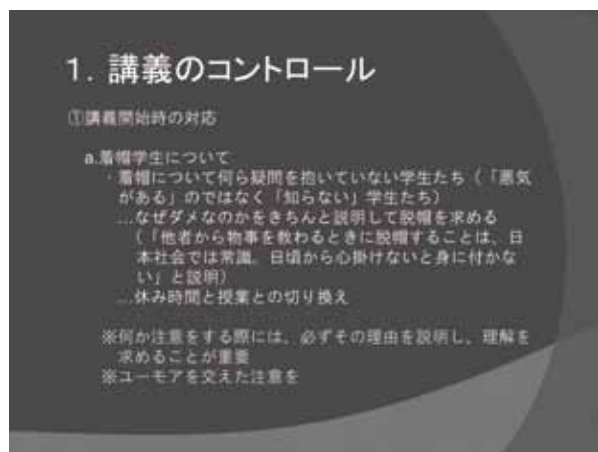


いよいよ本題に入ります。日頃、大規模講義に際して実践していることを披露するという本当に恥ずかしい話をしますので、あくまでご参考としていただければと思います。

全学共通科目の先生方とは、日頃から常にいろいろな情報交換をしながら授業を改善してきていますが、今回お集まりくださった先生方からすると、「これは違うのではないか」と、私と見解を異にする場合も多々あるかと思えます。そういう場合は反面教師として、ご自身の見解を再認識していただく機会にしてください。多くの先生方が、大人数の講義をご担当されているかと思えます。私の話から何かしらのヒントにいただければ、私は自分が今日、ここに来たかがあると思っています。

さて、本当に基本的なことですが、3月まで高校生だった学生達が、4月に大勢入学してき

ます。今まで 45 分間や 50 分間の授業に慣れてきた学生達が、いきなり 90 分間の授業を受けるため、先生方もいろいろと基本的な指導をされているのではないかと思います。「義務教育ではありませんから、ここのみんなは私の授業を受けたくて来ているんだよね (笑)」などと言うと、みんな笑います (笑)。本当はたまたまその時間帯が空いているから履修しているだけというだけなのですが、いずれにしても、大学の講義に関する基本的なことは年度の最初にきちんと説明をしています。



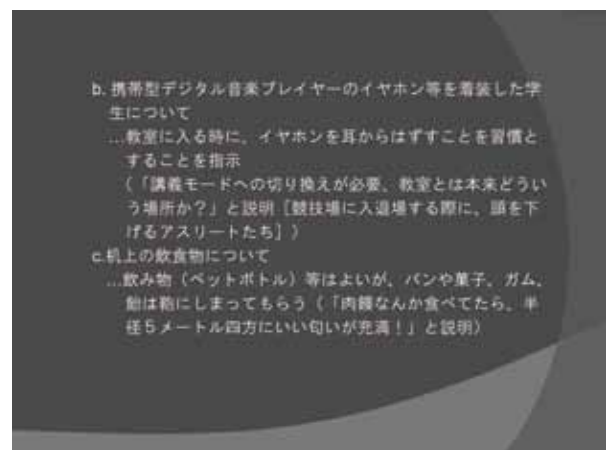
例えば、結構帽子をかぶっている学生がいます。学生達は、そういうことを別に悪いことと思っていないのです。しかし、これから就職活動を含め、大人の世界に入っていくうえでは、人からものを教わるときに帽子をかぶったまましていると、マナーに欠けているとみなされます。私だけではなく、多くの先生方が注意されていると思いますが、そういう基本的なことも説明しないと学生達は知らないのです。決してわざとやっているわけではありません。ですから、「授業中は帽子は取ってください」という話をします。

諸注意をするときに大事なことは、「なぜ、それが駄目なのか」をきちんと説明することです。やみくもに「帽子を取れ」と言うだけでなく、「どうして」「それはこうだから」という理由を

きちんと説明し、それを学生達が分かってくればしめたもので、本当に素直に聞いてくれます。他者から何かを教わるときに脱帽するのは、日本の社会では常識です。また、就活の際には電車の中では少し緩めていたネクタイを面接の直前にもう 1 度きちんと締め直す、そういう配慮が実は大切なのだという話をします。休み時間と授業の切り替えをきちんとしてほしいと思い、そういう話をします。

それから、こちらがブチ切れたような言い方をしないということです。「ちょっと、そのきみ、帽子をかぶってるきみ。今日みたいな暑い日は、かぶっていると僕みたいなヘアスタイルになりますよ (笑)」「蒸れちゃいますよ (笑)」とか、「その人、さっきから、僕の頭を見て笑い過ぎだよ (笑)」など、ユーモアを交えて言うことが大事なことです。プリントを 200 名ぐらいに配っていると、たまに後ろの方で「先生、紙 (カミ) がありません」と叫ぶ学生がいます。そこで私は、『先生、髪 (カミ) がありません』って、なんだ！『プリントが足りません』と言えよ！ (笑)」などと言いながら進めていきます (笑)。

本日はこういう話がよく出てきますが、FD 委員会としてよろしいでしょうか (笑)、申し訳ございません。



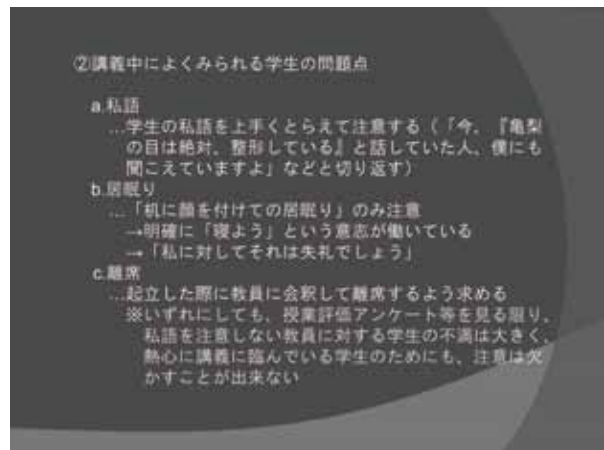
それから、耳にイヤホンを入れながら歩いて

いる学生が多いのですが、そのまま教室に入ってくる学生もいます。私の授業では「教室に入るときは、その場で耳から外してください」という話を最初にします。先ほどお話した受講モードに切り替えることが大事だからです。スポーツをしている学生は、競技場に入るときに一礼をします。儀式的にしているのかもしれませんが、「それと同じだよ」「教室に入るときは、教室に相応しい作法があるのではないのかな」ということをお話します。そう説明するとスポーツをしている学生はよく分かってくれます。

教室には「禁煙」「飲食禁止」と貼ってあります。先生方もご存じだと思いますが、今の東松山校舎は教室によっては冷房が効かなくて、夏だと汗だくになる教室もあります。そこで数年前から、私はペットボトルで水分を補給してもよいということにしています。埼玉県内の小中学校でも、授業中に水筒のお茶を飲んでもよいということになっているぐらいです。そう説明すると、学生も学生で、「先生、お汁粉はどうなんですか?」「コーンポタージュはどうですか?」などと言いますので、「液体のものなら何でも構わない。ただし、ノンアルコール飲料に限るぞ。」と言います。すると学生が「ノンアルコールビールはいいのでしょうか?」と言うので、「それは私がもらう(笑)」などと言いながら話をしていきます。

大教室だと後ろの方でお菓子を食べたりする学生もいますが「それは我慢してください」「パンやお菓子、ガムやアメは駄目です」と最初に言うとおくと、学生はそれをしません。また、東松山校舎では書店では肉まんを販売していますから、肉まんを授業中に食べる学生がよくいます。「肉まんを食べたら、半径5メートル四方、いい匂いがして周りが迷惑でしょう(笑)」と

言って、ユーモアを交えながら注意をしています。



受講者が多い授業では、学生の私語の問題点があります。これも「一切話をやめろ」とは言わず、「周りの人の迷惑は考えようね」と言います。先生方もご存知のように、板書をしていると結構学生の私語が聞こえてきます。私はその学生の私語をとらえて注意するようにしています。「いま、『あの芸能人の目は絶対整形してる』って言った人、誰ですか?私にも聞こえますよ」と言うわけです。「うるさい」と言わないで、学生の私語をとらえて「それはここまで聞こえてるよ」という注意をしているのです。

それから、寝てしまう学生が結構います。私が学生の頃と変わったと思うことは、机に顔をくっつけて突っ伏して寝る学生が多いことです。あの寝方は、私達の頃はあまりなかったですね。ですから、「それは失礼です」と言っています。鉛筆を握ったまま舟をこぐように寝る、あるいはあごを引いた体勢で寝てしまう、それは仕方がないと思っています。「私の授業にも問題があるかもね」と言いながら、「でも、机に顔を突っ伏して寝るのは、それは失礼だよ」という話をする学生は分かってくれます。無意識に居眠りしてしまうのは仕方がありませんが、明確に「寝よう」という意志が働くことは、いけないのではないのでしょうか。また以前、他大学で

授業をしているとき、後ろの方で何かをプー  
プーと吹いている学生がいました。何かと思っ  
たら、空気枕を膨らませて寝ていました。さす  
がにそれは取り上げました（笑）。本学にはそ  
ういう学生がいないので、安心してあります。

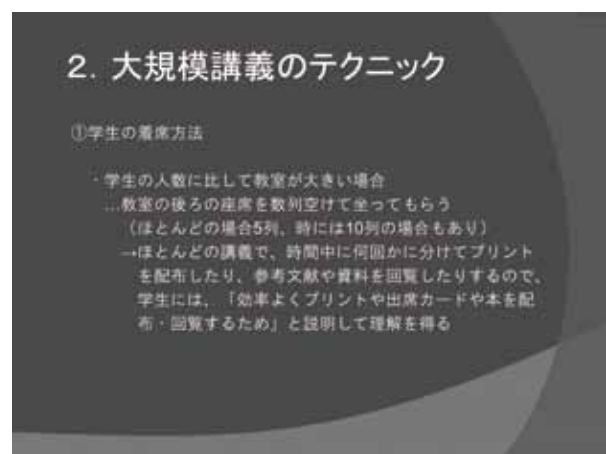
大教室では、後ろから教室を出て行ってしま  
う学生がいますが、おかしいことだと思います。  
「《愛》について」を一緒に担当している哲学の  
吉永先生が、以前、興味深い叱り方をしていま  
した。「授業中に何度も教室を出て行く先生は  
いますか？」と、確かに教員でそんな人はいな  
いと思います。「学生も同じだよ」という話  
を吉永先生はしていました。私は、「教室を出  
るときは、私が気が付かなくても、会釈ぐら  
いはしてから出て行きなさい」という話をしてい  
ます。

授業評価アンケートの結果を見ると、「宮瀧  
先生は私語などに注意してくれるのでうれし  
い」と書く学生が毎年結構います。ということ  
は、あまり学生に注意をしない先生もいらっ  
しゃるということだと思いますが、周りの私語  
がうるさくて迷惑している学生が結構います。  
ですから、特に専任教員の私達が、集中して授  
業を聴いている学生の迷惑になる学生がいたら  
注意するのは当たり前です。授業評価アン  
ケートの結果を気にしても仕方がないのですが、  
やはり注意はしなければいけません。学生はそ  
のことをよくアンケートで書いています。先生  
方のアンケートではいかがでしょうか。

授業では、あの手この手を使って工夫してい  
ます。「あの手この手」というのは、最後にも  
う1回申し上げようと思っているのですが、別  
に僕は大規模講義を楽しんでいるわけではあり  
ません。やはり少人数講義がうれしいです。で  
すから、大規模講義も、どうやれば少人数講義  
と同じようにできるかという発想で工夫をして

います。

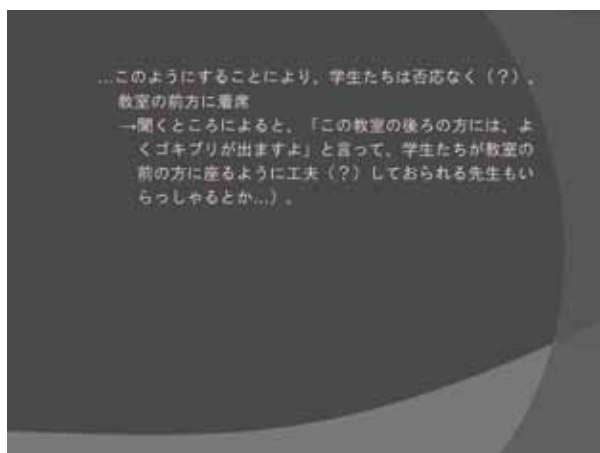
他大学で一度、400名を超える講義を担当し  
たことがあります。400名ぐらいになると、学  
生が騒いでいなくてもうるさくなります。パタ  
ンパタンというノートの音などの、400名ぐ  
らいのノイズ全体でうるさくなり、授業が成り立  
たないという経験を初めてしました。200名ぐ  
らいであれば、学生達も協力してくれると少人  
数授業と同じような雰囲気ができないこともな  
いと思っています。



例えば、学生の人数と教室がマッチしていな  
いことが多々あります。そのようなとき、学生  
に自由に座らせると、教室の中程の席が空いて  
しまいます。私もやりづらくなり、実際にプリ  
ントやマイクを回すときに、学生も立ち上がっ  
てプリントを受け運びをしなければなりません。

ですから、出席者に比べて教室が大きいと  
きは、ほとんどの場合は5列単位で、「後ろの  
5列は、私の授業では毎回空けて座ってね」と  
か「10列は空けて座ってね」という言い方を  
しています。「プリントを回したり、マイクを  
回したりするから、みんなもその方が便利だ  
と思うよ。協力してくださいね」と理由を言  
います。「出席カードを配ったりするから、後  
ろ5列、後ろ10列を空けて座って」などと最  
初にお願いすると、学生達は本当に快く、2回  
目の授業からはそうしてくれます。否応なく、

教室の前の方に座ってくれます。

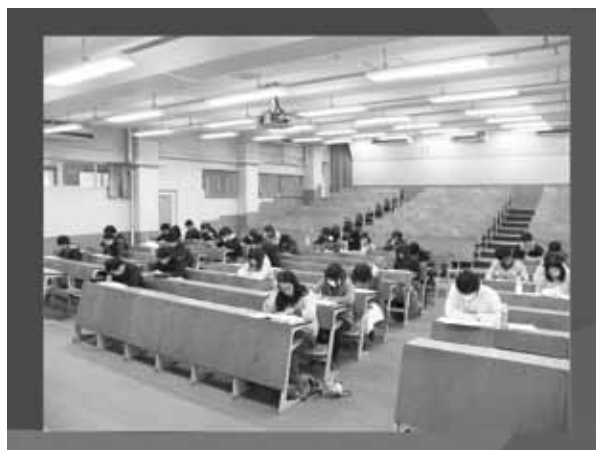


他の先生の面白い例として、「この教室はゴキブリが出るから前の方にいたほうがいいよ」「ムカデが出るから前の方にいたほうがいいよ」とか(笑)、本当かどうかは分かりませんが、そのように聞いたことがあります。そういうかなりリアルな話をして、前に座らせるようにしている先生もおられるようです。

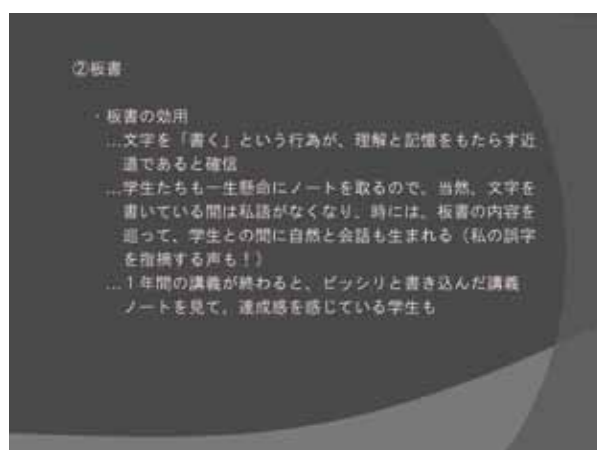


この写真は東松山校舎の旧5号館、今年からは11号館となっているところの階段教室です。こういう授業は教室と学生の人数がわりとマッチしています。これは150名ぐらいの授業だと思えますが、うまく前の方から後ろまで分散して座ってくれています。これはこれでいいのですが、別の授業は少し人数が減る場合があります。

そのときは先ほどの説明の通り、この写真のように座ってもらいます。丁度通路があり、「通



路から後ろはないと思ってね」「毎回、通路から前に座ってね」ということで、これは60名ぐらいの授業ですが、教室の半分から後ろは使わないように学生にも協力してもらっています。大規模講義ですが、大きな教室を小さな教室に見立てて、あらかじめ学生に座ってもらっています。先ほども説明しましたが、理由として「プリントやいろいろなものを回覧するときに、この方がみんなも便利だよ」と言っていますので、だいたい納得して座ってくれています。これを自由に座らせると、学生は広い教室に点々と座ってしまいます。そうすると、私もマイクを持って学生の席を回りますので大変になります。



少人数のゼミや小さな教室では、パワーポイントを使った方が効率的だと思いますが、大教室では板書をする方がいろいろな意味でよいと思います。大教室でパワーポイントを使ったこ

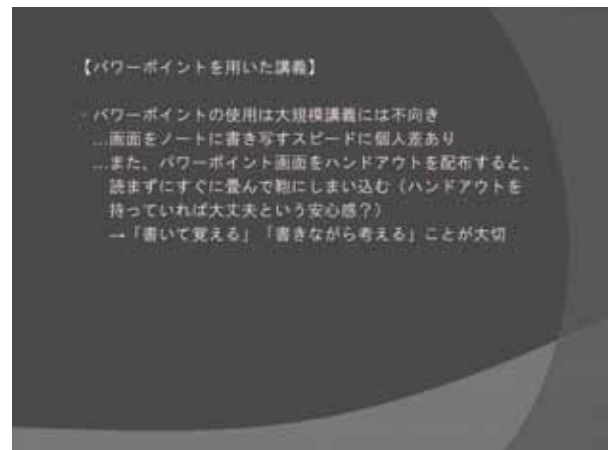
とありますが、画面を切り替えようと思ったら、「先生、まだ書いています」というように学生の個人差が大きいので、どのペースで画面を切り替えても書き終わらない学生がいます。実際に挙手で聞いてみたら、「板書の方がよい」という学生が多かったです。今は毎年、オーソドックスにチョークで板書ということで安定しています。

実際、学生達は自分の手で書くことで覚えると思います。ノートに書くということは、基本的に大切な行為だと思います。当然、学生達はノートを書いている間は私語をしません。私語を防止するという意味でもよいかと思います。それから、最近、誤字などが目立ちます。私も間違えることがあり、「先生、字が違う！」という学生との会話も生まれたり、「先生、それは先週書きました」などの会話の素材にもなります。

今、高校でも先生方は一生懸命プリントなどを作成されています。特に歴史などの社会の授業では結構多いので、学生は板書をノートに書く授業に対して、むしろ新鮮味を覚えてくれる場合があります。私の全学共通科目の「文化史」は前期・後期で大学ノート1冊分ぐらい書くのですが、1月頃の授業最後の時期に、「先生、僕、こんなに書きました」と、ノートを見せに来た学生が過去に何人かいました。達成感があるのだと思います。1冊を書き切ったうれしさから見せに来る学生達がいるのです。このような学生達は、恐らく今までそのような経験があまりなかったのではないかと思います。

板書はこちらも命がけ（笑）でやっています。今、チョークはホタテ貝の殻が素材です。大東のチョークは天然素材のチョークです。多分、私は相当粉を吸い込んでいますから、ホタテ貝の殻2枚分ぐらい、肺に入っているのではない

かと思っています（笑）。



パワーポイントは、大規模講義には不向きではないでしょうか。学生が画面をノートに写すスピードにも個人差がありますし、パワーポイント画面をハンドアウトで配布したとしても、その瞬間にニッコリして、鞆にしまう学生が結構います。「もらって安心」「これで試験は大丈夫」、これでは全く意味がないので、やはり手書きで書くというのがとても大事だと思います。「書いて覚える」「書きながら考える」ということです。

ノートについては、「私が板書したことだけを写すだけではなく、そこで分からないキーワードなどをチェックし、後で自分で調べて自分のノートを作るんだ」という話も毎回必ずしています。特にノートチェックはしませんが、そういう話をしています。



私が黙って板書すると、学生も私語をしてし

まうので、私はマイクを持って話しながら板書するようにしています。



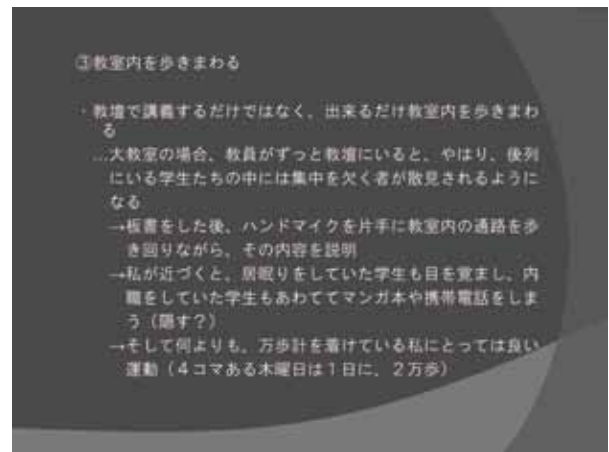
東松山校舎の大きな教室では黒板も大きいので、三分割して板書をしています。学生からは、「板書をするならきれいに書いてほしい」という要望が高いので、一生懸命きれいに書こうと思ひ、それなりの工夫をしています。

だいたい90分の授業でこれを3回ぐらい書きます。この写真が30分ぐらいの板書量です。



これを3回ぐらい板書しています。プリントを配った方が私も楽なのですが、がんばって書いています。学生もがんばって書いています。

教室によって、一番後ろの学生に見やすい字の大きさがありますので、そのことも工夫しながら書いています。私は誤字も多いし、同じことを2回書いたりして、「あ、ごめん」と言って消すと、学生達も一緒に「ああ〜」とか言っています。せっかく書いたのに、また消さなければならぬのですが、そのようなやり取りも結構楽しいことだと思ひながらやっています。



板書が終わると、教室中を歩き回ります。教壇にずっといるだけではなく、板書が終わると、できるだけマイクを持ちながら板書の説明などをしながら歩き回ります。大教室の場合、教員がずっと教壇にいと、後列にいる学生は集中力が欠けてくるので、できるだけ歩きながら説明をします。私が近づくと、居眠りをしている



学生を隣の学生が肘で突っついて起こす、内職をしている学生が慌てて漫画や携帯をしまうなどの効果もあります。どう見てもほっぺたにアメが入っている学生もいますが(笑)、それは武士の情けで何も言いませんが、そのように教室中を歩き回ります。



何よりも、私はこういう体型をしていますので、木曜は4コマあるのですが万歩計が1日で2万歩いきます。第2研究棟から新3号館まで片道約1000歩あります。行って帰るだけで2000歩近くになります。授業中歩き回っているので血液は結構サラサラしています。これは授業のおかげだと思っています。

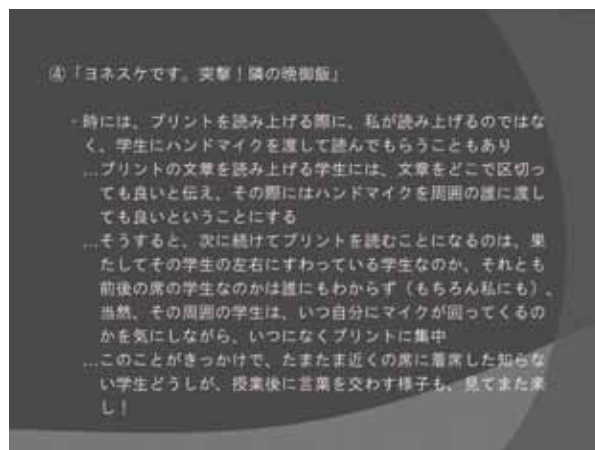
歩きながら私が近づくと、「先生、ここはどういう意味ですか」と、その場で小声で聞いてくる学生もいます。そういうコミュニケーションは大事だと思います。時々、「先生、そのネクタイ、いいですね」とからかわれ、「5,000円



でどう?(笑)」、そういう冗談の会話をしたりもしています。

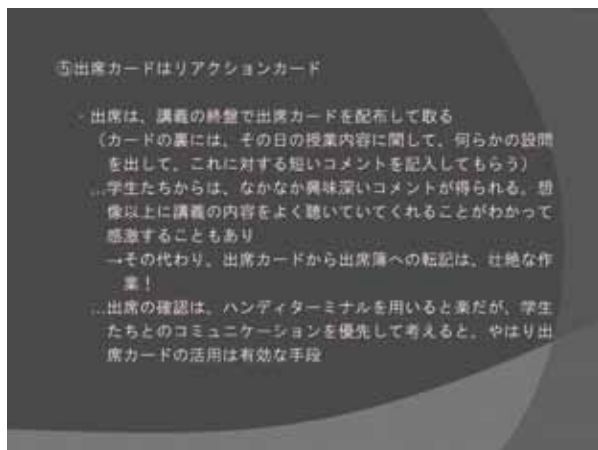
歩き回るのは大変ですが、すごくいいことだと思います。暑いときなどは汗だくになりますが、板書をしたら、いつも歩き回って説明しています。

プリントなども、ときどき転んだりしますが(笑)歩きながら読んだりもしています。



プリントを読む場合、私が読んでも意味がないので、学生に音読してもらいます。ある学生にマイクを渡し、その学生は3行読んでやめようが10行読もうが自由です。読んでいて疲れたらマイクを誰かに渡していいということにしています。適当に読んだところで「はい」と隣の学生に渡したり、前後左右、誰に渡してもいいということで、突然マイクが回ってきます。そうすると、みんな「自分のところに来るのではないか」と一生懸命プリントを見ている。授業が終わると、「何で俺に回したんだよ(笑)」「だって読みたそうな顔してたから(笑)」というような学生同士の会話も生まれてきます。最初の1人は私が指名しています。特に古典の現代語訳で『日本霊異記』『日本書紀』などの読み下しなどをこの方法でやると、学生の集中力が高まります。これは「突撃!隣の晩ごはん」方式と名付けています(笑)。

それから出席カードです。今はハンディター

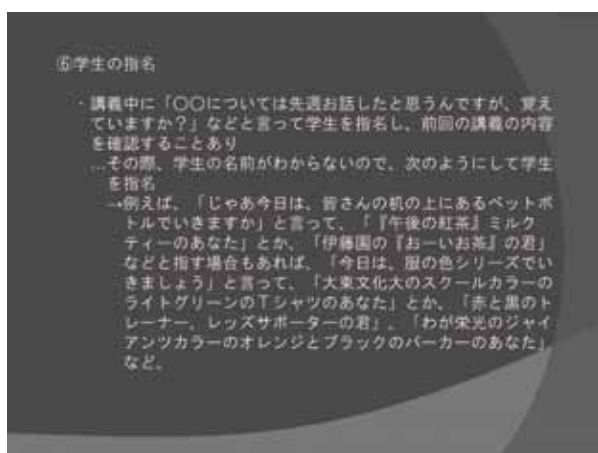


ミナル、教室の壁へタッチする方法があります。それも使いますが、私はできるだけ出席カードを配り、裏に一言二言でも書いてもらい、回収しています。学生達も何か言いたいこともあるのですね。「今日は先生、何だかよく分からなかった」とか、そういうことを書く学生もいるので、そのようにしています。

教壇から見ていると、学生達が「聞いてくれているのかな」と不安に思うことがありますが、書かせてみると意外にきちんと聞いているという手ごたえが分かりますし、内容の確認もできます。出席カードは一つの方法であると思います。

しかし、成績を出す前には大変な作業が待っています。出席簿への転記が本当に大変です。がんばって転記しています。

出席カードの色がいろいろとあるので、わざと色をシャッフルして、配布するときがありま



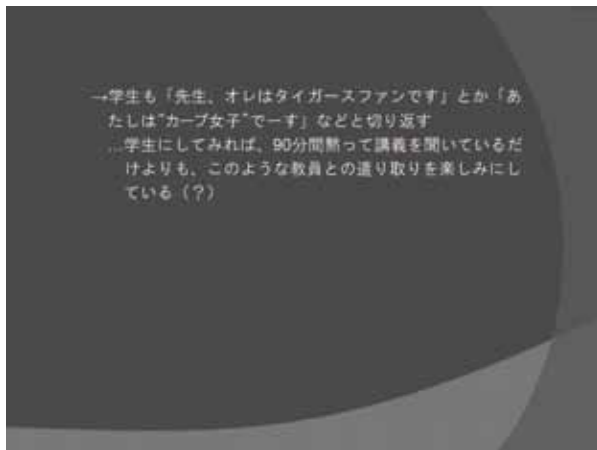
す。「先生、どうして色が違うんですか?」「それが今日のあなたのラッキーカラーです (笑)」と冗談を言うと、学生達も楽しく付き合ってくれます。

ゼミや30名ぐらいの授業だと、学生の顔と名前をだんだん覚え、名前で呼べるのですが、200名や300名だとなかなか覚えられません。一人一人がんばって覚えるという先生もいらっしゃるようですが、私はそういうことはできないので、いろいろなことでやっています。

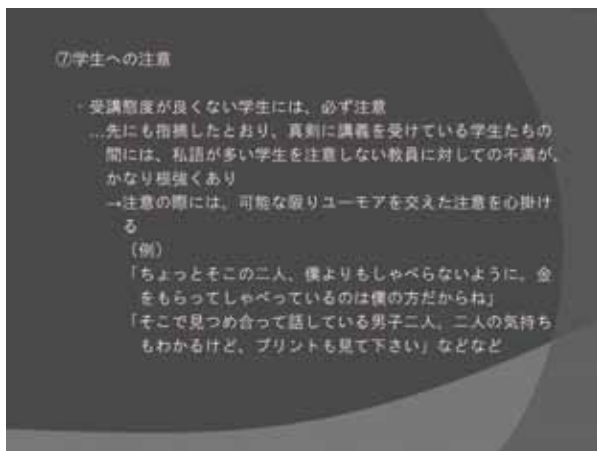
先ほどお話した通り、私の授業ではペットボトルを許していますので、「今日は皆さんの机の上にあるペットボトルでいきましょう。『おーいお茶』のきみ、そこのきみ」「『午後のお茶』のあなた」とか言いながら、そこから先ほどのマイクを渡してプリントを読んでもらっています。あるいは、「今日は服の色シリーズにしましょう。大東のスクールカラーのライトグリーンのきみ、目立っているね、いこうか」。それから私はジャイアンツと浦和レッズのファンを45年やっていて（浦和レッズは三菱重工以来のファンです。）ジャイアンツが負けた翌日など、学生は、「先生今日は、機嫌悪いぞ (笑)」とか言って警戒しています (笑)。「ジャイアンツカラーのあなた」「浦和レッズサポーターのきみ」というように、何かをとらえてそこから指名をしています。そうしていくうちに、何人



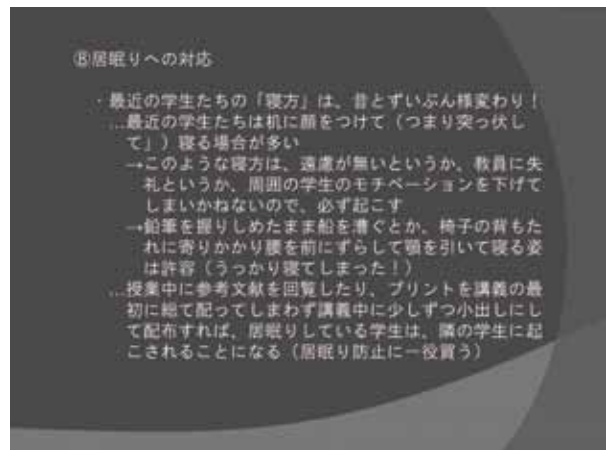
かの名前を覚えていきます。大人数講義でもできるだけ少人数講義と同じようにしたいと先ほど申しましたが、名前が分からなければ、名前の代わりに何か他のもので呼ぶということです。そうすると学生も「先生、俺はタイガースファンですから(笑)」と反論してくる学生がいたり、「私はカープ女子です(笑)」「ジャイアンツカラーで呼ばれると不愉快(笑)」、そういう学生もいます(笑)。



90分間、黙って先生の話を受けているよりは、何か一言でも発することでホッとする学生もいるのです。そういうことも大事かと思っています。学生の周りをマイクを持って徘徊するのも、何かそういう学生の一声、教員に声を掛けるきっかけにもなっているようです。



いるよ(笑)」「そこで見つめ合ってる男子2人(笑)、気持ちも分かるけれども(笑)、私のことも見てください」、そのように注意をします。先生がブチ切れると、学生はしらけてしまいます。本当に「はあー」という感じでしらけるそうです。今の学生はそういう感じですか。ですから、私はそのように対応したらいいのではないかと考えています。



これも先ほどの居眠りの話で繰り返しになりますが、机に顔をくっつけて寝るのは、周りの学生のモチベーションに影響します。自分が一生懸命ノートを書いているのに、隣で机に顔を突っ伏しているのを嫌がる学生もいます。それは「隣の人、ちょっと起こしてあげて」とか言って起こしてもらっています。

これは最初の講義の前提と重複しますが、うるさいときは必ず注意をします。「ちょっと、そこの2人、うるさいよ。私よりもしゃべって

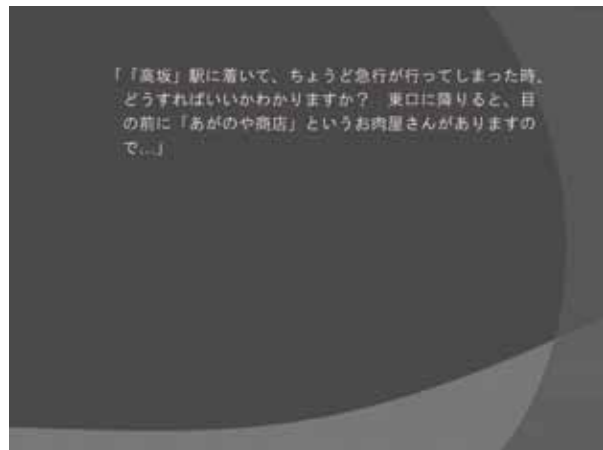
「90分間集中しろ」と言っても、私も学生時代は集中できなかったと思います。15分に1回ぐらい、少し息抜きをする必要があるだろう

と思い、例えば「昨日の女子駅伝、見ましたか？この授業にその選手がいるから、ちょっと立ってもらっていいですか？」と言うと、学生達は、「ああ、あの選手がこの授業にいるんだ」と驚き、その選手の学生も立ってみんなに会釈してくれます。また去年、女子駅伝の時期に、「その選手は僕の授業を受けてますよ」とある先生に言ったら、「宮瀧さん、何を教えているの」と聞かれ、「《愛》について」を担当していたので、「愛を教えてください」と答えたら、殴られそうになりました（笑）。

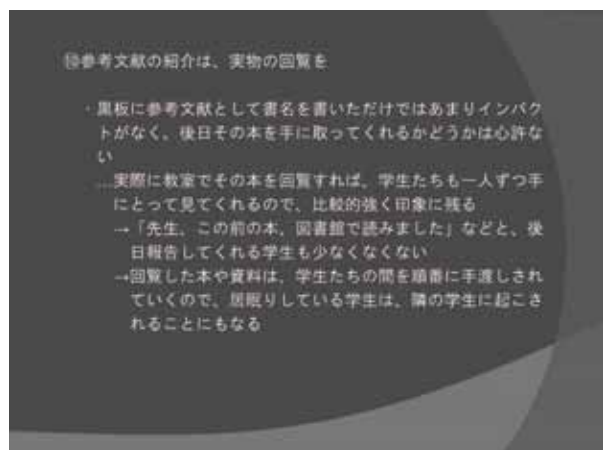
しかし、200名、300名も学生がいると、学生自身、自分が出席している授業にいろいろな学生がいることは、学生同士でも知らないのです。今年の僕の「文化史」にはラグビー部の有名な選手が数名出ています。去年は、今年、陸上部のキャプテンになった学生も出ていたので、「文化史」の最後の授業で「ちょっと、立ってね」と言って、「みんな、彼が箱根駅伝を走る選手だから」と紹介すると、「オーッ」と拍手が起こりました。学生達は自然に拍手してくれました。このように学生達を紹介すると、お正月に学生が家に帰って箱根駅伝を見ているときに、「この選手、同じ授業に出てるんだよ」という話を家族にできるわけです。そういうことも含めて、全く関係ない話ではなく、できるだけ大東に関係がある話を、あれこれと学生に教えてあげるのはいいことだと思います。

それから、次の週を休講するときにも、「皆さん、ちょっと静かにしてください。今日は実は悲しいお知らせがあります」と言って、5秒ぐらいつむき、「来週休講です」と言います（笑）。鉛筆を放り投げて笑う学生もいますが（笑）、これは1年に1回ぐらいしかできませんが、このようなこともします。

それから「高坂駅に着いて急行が出てしまっ



たとき、みんな、どうしてるの？」と言って、「そういうときは改札に入らないで、向こう側に降りて『あがのや商店』に行きなさい」。これは古い大東生なら、みんな知っています。「あがのや商店」でメンチカツやコロケを買ってバスに乗ったりしていたわけです。「そんなところ、あるんですか？」と聞いてくるので、「それはもう、大東生の胃袋の味方だよ」と、そういう話を息抜きにしています。決してこういうムダ話がいいことだとは思いませんが、200名から300名もいると、こういう時間を持つことも大事ではないかと思っています。



また、参考文献を紹介するとき、例えば黒板に「アンドレ・ジイドの『狭き門』という本がありますから、読んでみてください」と板書をして、それを図書館や本屋に行って、実際に探してくれる学生はそう多くないと思います。私は、参考文献は必ずその場で実物を学生に回

覧します。博物館学だと展覧会のカタログなどいろいろな本があります。参考文献は実物を回覧すると、学生はその場で手に取って見てくれます。興味がなさそうに回してしまう学生もいれば、1人で10分ぐらいページをめくっている学生もいます。

とてもよかったと印象に残っていることですが、「文化史」の授業では、高校時代、歴史の教科書に出てこなかった民衆文化を学ぼうということで、『あゝ野麦峠』などを映画で見たりします。以前、熊井啓監督、山崎朋子さん原作の『サンダカン八番娼館 望郷』などを見せたこともあります。その原作を回覧したら、アイスホッケー部の選手が、どうして興味を持ってくれたのか分からないのですが、「面白そうだ」と思ったそうで、図書館に行って読んでくれました。次の週の授業では、「先生、俺、感想文まで書いてきました」と見せに来てくれました。このように実物を回覧すると、思いがけないことが起きる可能性があります。

本を回覧すると、先ほどから言っているように当然寝ている学生はツンツンとつかれて起こされます。そういう効果もありますし、その場で読もうという気が起きる学生もいるので、参考文献は黒板に書名を書いて終わりということではなく実物をその場で回覧することがとても大事だと思います。

学生は教員をよく見えています。「先生、今日は何だかのってましたね!」「今日はやる気がイマイチでしたね?」、などいろいろなことを言われることがあります。学生は教員のことをすごく見えていて、こちらが少し手を抜けば、学生は絶対に気付いています。

また、先ほどからの繰り返しになりますが、学生はほんの少しの会話でもいいから、双方向の交流を期待しています。教員からすれば大人

数の学生ですが、出席している学生は、先生と1対1なので、「その先生と触れ合いたい」「話をしたい」という気持ちがある学生は結構多くいるのです。こちらが勝手に200名、300名と言っていますが、学生からすれば先生は1人です。これはとても大事なことで、学生はできるだけ双方向の交流を期待しているので、ぜひ応えてあげたいと思っています。

スポーツの学生は態度が悪いという声をよく聞きますが、「スポーツの基本というのは何でしょう。ルールを尊重だよ」という話をして、「この授業ではこれがルールだよ」という話をすると、大抵分かってくれます。それはスポーツ選手だからこそ分かってくれるのだと思っています。教室には教室のルールがあるという話をします。



それから、私の授業は全部、1回で内容が完結します。授業の話が途中で終わり、続きは来週にする、ということはしません。毎回1回完結にしていますから、先週休んだ学生でも、出席すれば今週の授業は分かるようになっていきます。途中までやって「あとは来週」とすると、前回出席しなかった学生は内容が分かりません。必ず1回完結で『水戸黄門』みたいに(笑)、前回見ていなくても大丈夫なようにしています。

また、5分、10分でもいいので、映像を使えるときは見せるようにしています。例えば村

のお堂の話などをしている時に、「阿弥陀堂」「薬師堂」と言っても学生には分かりません。そういうときは5分ぐらいのテレビ番組のダイジェストなどを見せると、映像の威力というのはすごいもので、学生達はそれで親しんでいきます。「百聞は一見に如かず」です。「文化史」で扱う美術作品など私が言葉で説明するより映像を見せた方がいいものは、迷わず映像を見せるようにしています。短い時間でも見せるようにしています。

もう一度申しますが、私は別に嬉々として大人数授業を楽しんでいるわけではなく、仕方がないからやっているわけです。やはり50名とかの少人数の授業が理想だと思っています。しかし、学生が200名いたら、それをいかにして少人数授業のようにやるかという工夫が、今回申し上げたような工夫です。苦肉の策としてやっているということです。

他大学、ICUなど少人数授業を徹底している大学もあるようですし、200名や300名の授業は学生も物足りなさを感じているかもしれません。ですから、これは全学共通科目分科会でも、そういう授業をなくす方向で議論をしています。できるだけ、200名や300名の授業を減らして、せいぜい100名ぐらいとか、徐々に受講者を減らすようにした方がよいのではないかと思います。先生方のお力もお借りしたいと思っています。

最後に試験の話ですが、私の授業は全学共通科目のほとんどを全て試験レポートで採点しています。水曜2限と木曜2限の「文化史」は、テーマが「外国人が見た19世紀日本の民衆像」です。これは東洋文庫、講談社学術文庫、岩波文庫から探してほしいということで、事前に図書館と連携し、図書館の方にも「今年も学生が大挙して押しかけますがよろしくお願ひします」とあ

らかじめお願いしておきます。図書館も大変歓迎してくれています。1、2年生のうちに図書館を使うきっかけとして、先生の授業はとてありがたいと言ってくれています。図書館を使う課題を出しています。

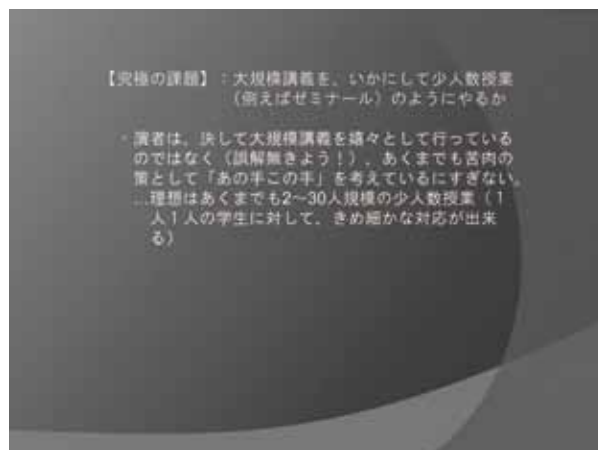
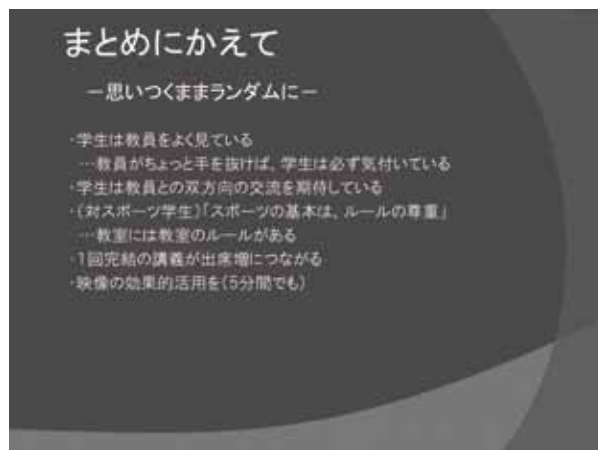
ただし、そこで大事なのが「レポートを書け」と言って放り出しても、レポートを書いたことがない学生が多いのです。高校の授業でも、以前ほどレポートを書く機会はないようです。そこで、東松山校舎の図書館に「学習支援コーナー」を設け、手分けして空き時間に教員が張り付き、学生のレポートの質問や相談に対応しています。私は金曜日の5限の時間帯が担当です。

私の授業では、「レポートの書き方について」というプリントを使い、試験課題を出したときに必ず1時間、レポートの書き方を講義します。図書館に行くと『レポートの書き方について』などの本などがありますが、それを読むのは大変です。ですから、私はA4で1枚のプリントを作り、丁寧に「これだけ分かっていたら大丈夫だから」と言って説明します。「人の意見と自分の意見はきちんと区別して書くということは、感想文ではありません」とか、注の付け方など本当にシンプルな最低限のことだけ書いてあり、「これが分かっていたら大丈夫だ」というレポートの書き方をまず説明します。

課題だけ出しても学生が困っている場合があります。レポートはそもそもどう書けばいいのかということ、あるいは図書館の「学習支援コーナー」などがあるということ、インフォメーションしていただけるとありがたいと思います。

また、出席カードの裏に書いてくれたことを、ときどきハンドアウトにまとめて授業中に配布しています。例えば「民衆史」というもの

が、70年代の『サンダカン八番娼館』や『あゝ野麦峠』などの研究で高揚したのですが、今は停滞しています。何故、民衆史研究が流行らなくなったのかという理由を、「民衆」や「人々」という言葉を使いすぎて、その中の個人への尊重やリアリティなどの追求が疎かになったからだ、という授業展開に私がしようと思っていたところに、そのような問題に気が付いてコメントを書いてくれる学生がいるのです。これは私の授業展開上、願ったりかなったりのコメントなのですぐに授業の中で紹介をします。あの小さな出席カードの裏に、学生はたくさん書けるのです。びっしり書いてくれます。その中から幾つかを使って授業を展開します。そうすると、学生もうれしいのです。「自分のコメントが使われている」と言って、喜んでくれます。実名は出さず、学年と男女しか出しませんが、ときどきこのようにすると学生は喜んでくれるし、



私もとてもありがたく思うのです。

それでは、この辺りで私の話を終わりにしたいと思います。できるだけ普通の授業の雰囲気再現しようと思いましたが、今日は歩き回らなかった（笑）。どうもありがとうございました。（拍手）

**水谷（司会）** 宮瀧先生、どうもありがとうございました。まだ歩き回りが足りないような気がしないでもありませんが（笑）、いろいろと示唆に富んだお話ありがとうございました。会場みなさん、何かご感想などありましたらお願いします。

**宮瀧** 恐らく先生方がすでにおやりになっているようなことが多くあったと思います。目新しい話はなかったのではないかと思います。

**水谷（司会）** ありがとうございます。ご自由に何かご意見やご質問はございませんか。

**発言者A** 同じ東松山校舎の5号館（編集者註：現在の11号館）で随分前に授業をやったことがあり、やはり120名ぐらいの授業でした。私の場合は小グループ、4名から5名ぐらいのグループに分かれて、テーマについてグループで議論してもらい、まとめたものを発表してもらうという形式を取っていました。

今は、「中間まとめ」として学期に1回ぐらいしかできませんが、それまで講義したものをグループでまとめて、どういうことを学んできたか、自分が授業をしたのがどのように伝わっているのかを確認する意味で行っています。

先ほどの出席カードの裏などに学生が記載していると思いますが、学期途中の区切りとして、確認されていることがあれば教えていただければと思います。

**宮瀧** こちらが考えていることを理解してくれていないとか、学生の理解度を計るには出席カードの利用が一番いい方法だと思います。口

頭で聞いても学生も上手く説明できないですし、書いてくれると、こちらもよく分かります。「来週もう1回やろうかな」とか、そういうことはよくあります。ですから、あまり好ましいことではないと思いますが、シラバスを半期15回分をそれなりに作り込んでも、ほとんど途中で大きく改編せざるを得ない状況になってしまいます。

**太田学長** 以前も宮瀧先生のお話を拝聴して、私も参考にしていることが幾つかあります。今、私は職務との関係で、2コマのゼミしか担当しておりませんが、先生のお話のように、そこに参考文献や引用文献を持っていくのは、とてもいいことだと思い、実際にやってみました。やはり「見る」ということは大事ですし、学生は聞いているだけではないので、やってよかったと思っています。

残念なことに、今日のお話で私が真似できないことがあります(笑)。先程の「紙がありません」のネタは宮瀧先生にしかできないのではないのでしょうか。また、今日は資料のみでお話されませんでした。学生へ「2枚目を見てください。私の方を見るんじゃない！プリントの2枚目だ！」というところです(笑)。一度やってみたかったのですが、これは真似できなかったですね(笑)。

**発言者B** お話ありがとうございました。いただいた資料の中で映画の感想文を拝見し、私も映像教材を使うのですが、いわゆる教材ビデオというものよりは、こういう映画そのものを見てもらった方がいい場合と、テレビの番組などで講義内容に即した内容のものを使った方が、学生の反応がいいと思うことがあります。先生はいかがでしょう。

**宮瀧** ありがとうございます。全く先生のおっしゃるとおりだと思います。この「文化史」と

いう授業では前期に1本、後期に1本、2週連続で映画を見せています。前期は、去年までは熊井啓の『サンダカン八番娼館』、今はDVD化されたので『あゝ野麦峠』を見せています。後期は村のお堂、「仏堂と日本人」というテーマでお堂を中心とした日本文化の流れ、民衆との関わりを論じますので、数年前に日本アカデミー賞を取った『阿弥陀堂だより』という映画を見てもらっています。

学生達が自らレンタルビデオで借りて見るような映画ではありませんので、授業との関連の中でこういう映画を見せるというのも大事なことでと思います。

それから、私は大学院のときに巣鴨の本郷高校という北島康介が出た男子校の非常勤を始めそれ以来、博物館時代からいろいろな学校の非常勤を担当してきました。今でもそうなのですが、テレビをいつも録画しながら見る習慣があります。自宅にはVHSやDVDが山ほどあります。

例えば、今、博物館学の授業では、学生にも3つの番組を見るようにすすめています。NHK、Eテレの『日曜美術館』、日曜日の朝9時と夜8時です。それから毎週火曜の夜9時、テレビ東京の『開運なんでも鑑定団』、そして、BS日本テレビで金曜の8時に『ぶらぶら美術・博物館』という番組があります。おぎやはぎや山田五郎が出ていますが、学芸員を目指す学生にはぜひ見てほしいと話をしています。当然、僕は毎週録画しておいて、教材で使えるときは授業中に見せたり、ダイジェストにしたりしています。テレビ番組と映画は、兵頭先生が言われたように授業で使うようにしています。30年ぐらい取りためた映像があるので、これは私の財産だと思っています。いろいろ使っています。僕も先生と全く同じ意見です。



**水谷** ありがとうございます。他にございましたでしょうか？

**発言者C** 『サンダカン八番娼館』、山崎朋子さんと私は親しくて、この映画もよく知っています。新大久保によくいらっしゃいますので分かります。

私は「多文化社会論」などを担当しているので外国人問題をよくやるのですが、学生達にここまで見せることはありませんでした。社会的、法律的、経済学的なところからアプローチする形式になってしまい、いきなり見せることに非常に躊躇がありました。

しかし、先生がなさっているように、学生の感想を匿名で取り上げて、そして学生達に配布することは、とてもいい方法だと思いました。それによって、書いた学生が「自分の感想を受け止めてもらえた」という実感が湧いてくること、他の学生にもとてもいい影響を与え、社会の深さをきちんと受け止められるという意味で、今日はとても参考になりました。ありがとうございました。



**発言者D** 先生、お話ありがとうございました。私は教え始めて間もないのですが、今回、いろいろなアイデアをいただきました。私はユーモアの感覚がまだあまりありませんが、参考にさせていただきたいと思います。

**宮瀧** すごくまじめです、私は（笑）。

**発言者E** 先生を見習って、今後も成長していきたいと思います。ありがとうございました。

**発言者F** 宮瀧先生、ありがとうございました。私も教え始めたばかりで、学生に授業に集中してもらうことの難しさを感じています。なおかつ、宮瀧先生がお話ししてくださったように、学生の立場に立って考え、どのように受け止められるかを考えることを少し忘れていましたので、とても勉強になりました。ありがとうございました。

**宮瀧** 身の引き締まる思いです。どうもありがとうございました。

**発言者G** 宮瀧先生、どうもありがとうございました。特に私が非常に感銘を受けたことは、学生との距離の絶妙な間合いの取り方が、非常に勉強になりました。私自身、どちらかという学生と接する方が好きなのですが、「これは私も同じことをさせていただいているな」と思ったことも多くありました。しかし、私はまだ経験が浅いので、先生のようなコミュニケーションの取り方などが、非常に勉強になりました。今回のお話を参考にして、がんばっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

**水谷（司会）** ありがとうございました。皆さんの中にも少人数の講義や、大人数の定義はなかなか難しいと思いますが、50名以上、100名近くの授業をされている方もいらっしゃると思います。私などは恥多き授業なので何も言えない立場ですが、今日、うかがったお話とは違う方法などをご紹介していただけるようなことがあれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**高尾副学長** 本日はどうもありがとうございました。他の方法ということではなくて、非常に単純で簡単な質問があります。私も講義科目を

担当しており、最近は人数が少なくなりましたが、かつては100名を超えるときがありました。しかし、先生のように教室を歩き回りながら講義することはしませんでした。

フランス語の授業のときは歩き回ります。20数名ぐらいい超えると汗だくになります。当てることももちろんあり、そのときは教師と学生の1対1ですが、学生同士というのもあります。グループ分けするなど、そのときどきで様々な方法でできます。発言の機会は平等になるように意識をしています

大人数のときには、歩くということが、その平等の意識という意味で非常に難しいと思います。歩き方もいろいろ考え、いろいろな学生と接する工夫や意識というがおありなのでしょう

**宮瀧** 歩けるところは全部平等に歩くようにしています。窓の近くや狭いところも「ごめんね」と言いながら歩いています。あまり真ん中の通りやすいところだけの往復はしないように適度に歩くようにしています。

それから映像を使うときは、最初に音が出たときに一番後ろまで走り、音が後ろまで本当に聞こえているかどうかを確認します。

話しかけたりするのも特定の学生だけではなく、できるだけいろいろな学生に話しかけることを意識しています。私のゼミは今16名なのですが、それぐらいただと、一人一人を覚えて、個々の学生向けの会話ができますが、こういう大人数の場合には、何かを話すにしても、お互い素性が分からないわけですから、不特定多数向けの会話しかできません。あまり偏りはないようになっていると思います。学生から見たら偏っているかもしれませんが、こちらは偏らないように、平等に歩くようにしています。

学生も、いろいろなことを言うてくるのです

が、それらがとても役に立ちます。「さっきのところ、よく分からない」「今の映像、何というタイトルでしたか？」と言われると、「そうか、番組名、紹介していなかったな」と私も気づきます。このようなことは、その場で言ってくれないと、次の週に「先週見た映像のタイトルは『何々』でした」と言っても興ざめしてしまいます。ゼミなどの少人数だと、その場で言ってくれますが、大人数講義だとなかなか言ってくれないのです。学生の間を歩き回ることによって、それが聞けるというメリットがあります。

**高尾副学長** ありがとうございます。

**水谷（司会）** 先ほど何回も先生が強調されていましたが、スライドを使うことは大規模では適切ではないということから、その代わりとして板書が非常に有効であるという話は非常に心に刺さりました。そのことで、ご意見、感想を持たれた方はいらっしゃいますでしょうか？

**発言者E** 私も板書のことを質問したいと思っていました。一点、驚いたことは、板書の字のきれいさです。すごくきれいな字でお書きになっていて、あのくらい書けると、学生が写しやすいのではないかと感心しました。

私が困っていることは、学生の板書のペースがすごく遅いことです。私は、ある程度の時間で図を書かせてから、「ここを考えて、自分でもう1本線を引きなさい」ということをやります。前の席の学生だけを見回るのですが、まだ縦軸も横軸も書いていない人が相当いるのです。

先生の場合、あれだけたくさん板書して次の話をしているときに、まだ学生がノートに書いているということはないのでしょうか。それとも板書のところで、学生のペースに合うような工夫をしていらっしゃるのでしょうか？

**宮瀧** 先ほどの歩き回るといのは、「みんな、終わっているね」とか言いながら、どのくらい

ノートを書き終わっているかを確認する意味もあります。板書後に黙っているのではなく、さらに説明しながら歩き回り、学生達はそれを書き、耳から私の声を聴いている状況になります。

それから、私の授業は「こういうパターンだ」ということができてしまえば、学生はすぐに書いてくれます。「先生は見に来る」「回って来る」というパターンが学生に浸透していると思います。このことは、先生方にそれぞれのスタンスがあり、一律に言うことはできないと思います。

それから私事ですが、私は小学校3年から高校3年まで新聞部にいて、謄写版のガリ版を切っていました。書道学科の先生方のように、筆を持って力を入れたり抜いたりする字は書けません、同じ力強さで読みやすい字を書くことは、先輩から叩き込まれた謄写版の筆耕の字です。それが「昔取った杵柄」で、今とても役立っています。板書は、そういう謄写版、ガリ版の字なのです。

こちらが勝手に多量に書いてすぐ消してしまうと、パワーポイントと同じことになってしまいます。板書だと、そんなに速く書けませんし、消せません。消すのも相当時間がかかります。ですから、かなりゆったりとしたイメージだと思います。まれに、「先生、まだ書いています」という声が飛んできますが、そういうときは「ごめん、ごめん」と謝ります。

よくあることですが、真ん中の部分を書いた後、その真ん前に仁王立ちになって話してしまうと「先生、立ちふさがらないでください」と言われてしまいますね（笑）。そういう会話も学生達は楽しいのではないかと思います。私も会議などで一言も話さずにいると苦痛に感じますが、学生の気持ちはそういうものなのではないかと思います。

それから、東松山校舎の大教室で、あるとき廊下を通りかかったところ、先生が一生懸命講義をされ、前の方の学生は聴いているのですが、後ろの方の学生はトランプをやっているとか、そういう授業もあるわけです。それはやはり先生が学生に注意をしないといけないと思います。一生懸命に授業に集中している学生は絶対に快く思っていない。それで成績を同じように評価してしまうと、不公平感が出てきます。学生は不公平感を強く抱きます。

しかし、非常勤の先生方はなかなか注意しづらいという状況があるのではないのでしょうか。私も非常勤を勤めていた時期が長かったのでよく分かります。よく東松山校舎の先生方とお話をするのですが、そういうことは個人個人が個々の授業でやることではなく、例えば、「授業中は帽子を取る」、「机に突っ伏して寝るのはやめる」など、全学的に大きな取り決めとして行った方がよろしいのではないのでしょうか。

他大学の非常勤の先生方から、学生がスクールバスを乗り降りするときに、「ありがとうございます」と運転手の方へ声を掛けていることは「すごい」とよく言われます。他大学ではあまりないそうです。そういうことができるわけですから、全学共通科目でも、授業態度にはばらつきがあるのもいいのかもしれませんが、「大東の学生はみんな帽子をかぶらない」など、何かそういうレベルのことが本学にあると、非常勤の先生方はやりやすいのかもしれませんが。その辺りをぜひFD委員会で検討していただけたらと思います。

**水谷（司会）** ありがとうございます。さて、外も寒くなってきて、そろそろ時間がきたようです。お互いに顔を見知っている仲間同士なので、また議論をする機会があると思います。FD委員会としては、このような機会を提供し

ていきたいと思っております。それでは最後に、FD 委員長の小松副学長から挨拶があります。



**小松副学長** FD 委員会の委員長を務めさせていただいている小松です。まず、宮瀧先生、今日のご経験に裏付けられた非常に貴重なご講演をいただき、本当にありがとうございました。

私も先生のお話を拝聴し、大規模講義でも双方向の交流ができるということに、非常に感銘を受けた次第です。私は経営学科で会計学を教えるのですが、自分では一生懸命授業をしたつもりでも、授業評価アンケートで「この人は90分間、ただひたすら会計のことを話し続ける」と書かれたことがあります(笑)。「一生懸命やっているのに、なぜ、そういうことを書かれるのか」と思いましたが、やはりある程度、心に余裕を持って学生に寄り添っていくという姿勢が大切であること、このことを学ばせていただきました。

それから、宮瀧先生は相当緻密に計算され、いろいろな努力をされていることもあるのではないかと思います。大規模授業だから諦めてしまうのではなく、それなりの工夫の方法はたくさんあるということが、非常に大事だと思いました。

先生は応援団の指導もされています。本学の応援団は非常に評判が良く、積極的な姿勢が表

れてきて、大学を支えてくれているという意味で、大変心強く思っています。少しFDとは離れてしまうのですが、地域連携センターの活動にも大変感謝を申し上げるところでございます。

FD 委員会といたしましては、先生方に何とかFD意識を持っていただき、持続していただくことを課題に掲げ、いろいろな知恵を絞ってきています。本日は大変貴重なお話をうかがい、今回の企画をさせていただいて本当によかったと、心から思っているところです。

今回は大規模講義ということテーマにさせていただきましたが、授業の進行については工夫することが本当にとくさんございます。大学は「まず、学生が第一」です。その教育や授業のために、ぜひ皆さんのお力をお借りしたいと思っている次第です。

それでは、もう一度、宮瀧先生に盛大な拍手をお願いします。(拍手)

本日はどうもありがとうございました。

**水谷(司会)** 皆さま、どうもありがとうございました。以上で、第1回FD研究会を終了させていただきます。

(終了)

## 第2回FD研究会報告

# 「著作権保護の意義と公正利用行為の範囲 と限界について—教育上に関する著作権法 の知見を深める—」

講演者：加藤文也先生

（東京中央法律事務所）

日時：2014年11月20日（木） 16：00～18：00

場所：板橋校舎2号館2-0220大会議室

東松山校舎管理棟大会議室

**司会（水谷）** それでは第2回FD研究会を開催いたします。皆さん本日は寒い中、ご参加いただきましてありがとうございます。今回も、こちらの板橋校舎と東松山校舎を遠隔システムで中継しており、議論の際も両校舎間でできます。

本日は、ご存知の通り東京弁護士会所属、東京中央法律事務所の弁護士、加藤文也先生をお招きしました。もちろんFD委員会の委員の多くは本日のテーマのような法律的な格別の知識もなく、法学部法律学科の山口教授から加藤先生をご紹介いただきました。重ねてお礼を申し上げます。

ここにいらっしゃる多くの方々が、恐らく今回のテーマについて非常に深い関心を持ってお集まりくださったと思いますが、私にとっては著作権法とは未知の領域の法律で、それに対する知見あるいは認識をお互いに深めていきたいということが今回の研究会の趣旨です。



私達が目指しているのは、高度な専門的な教育または研究を深める高等教育機関で、そこでのフェーズはいろいろあると思いますが、学生教育、特に今回だと論文指導あるいは私達が授業を行ううえでの資料の使い方に関係する直接的、具体的な問題は、皆さんの多くが抱えていると思います。

もう一つは、高等教育、かっこよく言えば、

人類が蓄積してきたいろいろな知的な遺産を継承し、発展していくような使命も私達は持っています。そういう知的な遺産を学ぶ、あるいはそれを掘り起こし、学んでさらに発展させていくというところでは、私達は著作物を活用せざるを得ない訳です。そういう意味で、著作権法は、分かりやすい例では音楽などいろいろなものがありますが、自分の利にするもの、あるいは利益を得るものであると同時に、もう少し薄めて言えばビジネスということもあり、若干私達の立場に引き寄せれば知的な文化の遺産を継承していくという活動まで非常に幅広く広がっていると思います。

今回、加藤先生をお招きしたのは、この中間にあるような教育的な活動、あるいは研究的な活動におけるデリケートな問題の具体的な知識をこの研究会であらためて認識していただければと思っています。ぜひ、積極的にこの機会で大東文化大学の教育、あるいは先生方の教育と研究の向上に活かしていただければと思っています。

早速、加藤先生からお話をいただこうと思います。それでは加藤先生、よろしく願いいたします。

**加藤** ただいま紹介いただきました弁護士の加藤と申します。本日のお話は、著作権法上の問題などについて、教育上の知見をいろいろな面で高めていくという観点を中心にお話ししたいと思います。時間の使い方としては、最初の50分程度で私がいろいろな考え方について話をさせていただいて、後半は皆さんからの質問に答える形にさせていただきたいと思います。

最初に、少し自己紹介をさせていただきます。大東文化大学で以前、学長をされていた杉本良吉先生は、私たち法律家の中ではとても有名な裁判官でした。杉本裁判官と呼ばせていただき

ますが、1970年に家永教科書裁判第2次訴訟で言い渡した判決は、後に裁判長の名を冠して「杉本判決」と呼ばれるようになりましたが、私にとって、「杉本判決」は私が法曹になるのを志すきっかけの1つになったという意味でも最も印象に残る判決です。杉本裁判官は、行政事件訴訟法の立法に関わる作業にも初期の段階で関与するとともに、東京地裁の裁判長時代は、多くの優れた判断を言い渡した名裁判官であったと思います。その杉本裁判官が学長を務められた大東文化大学でお話することは、私にとって感慨深いものがあります。

本日のテーマについてお話する前提として、杉本裁判長が、教育の本質について述べた項を引用させていただきます。

「憲法が、国民ことに子どもに教育を受ける権利を保障するゆえんのもの、民主主義国家が一人一人の自覚的な国民の存在を前提とするものであり、また、教育が次代を担う新しい世代を育成するという国民全体の関心事であることにもよるが、同時に、教育がなによりも子ども自らの要求する権利であるからだと考えられる。すなわち、近代および現代においては個人の尊厳が確立され、子どもにも当然その人格が尊重され、人権が保障されるべきであるが、子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十全に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもの生来的権利であり、このような学習する権利を保障するために教育を施すことは、国民的課題であるからにはほかならないと考えられる。

そして、ここにいう教育の本質は、このような子どもの学習する権利を充足し、その人間性を開発して人格の完成をめざすとともに、このことを通じて、国民が今日まで築きあげられた



文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をになう国民を育成する精神的、文化的ないとなみというべきである。」

また、少し前まで本学で民事訴訟を中心に教えられていた江藤先生は私の恩師だったということもあり、今回の講演を引き受けさせていただくことにしました。

私自身は、弁護士になってから今年で35年目になりますが、この間、今お話したような憲法などの人権に関わる事件を多く取り扱っていて、司法研修所で行政訴訟の特別講義を何回か受け持ちたりしています。本日はそのような中で、私自身関わった事件も踏まえうえて、今回の著作権保護の問題についても、少し楽しいと思われるような話題も提供しながらお話をさせていただきます。

「著作権保護の意義と公正利用行為の範囲と限界について」と題する簡単なレジュメ (pp.45-47「レジュメ (当日配布資料) 参照」) を用意いたしましたので、それに沿ってお話をさせていただきます。今回、私が招かれたのは、恐らくいろいろな大学で不正な論文などの盗用で問題が発生したりしたことが契機となっているのではないかと考えられます。

そういうことを踏まえ最初にお話ししておきたいことは、あまり心配し過ぎることではなく、

基本的には節度を持った使い方をした場合については、それほど問題にならないということをお話をして、それを頭に置いておくことよと思います。それでは節度を持った使い方とは、どのような使い方かということを中心にお話を致します。

その前提として、著作権法はどのような法律かということをお話します。現行著作権法は、文化の発展に寄与するために多彩な著作物の創作を促すことを目的とする法律です。基本的には著作者の権利を保護するとともに、一方では著作物についての公正利用行為、適切な利用行為の場合については、それをきちんと認めていくということをお話します。今日のお話の中心として、教育的な観点で利用する場合は、基本的には公正利用行為として、そのこと自体は著作権の制限になっても問題なく使えると思っております。

具体的に著作権がどのような権利を保護しているかということ、大きく二つあります。

一つは、著作者人格権です。誰が作って、どういうものかということに関わる個人的な一身専属的な権利を著作者人格権と言います。それに対して、財産権としての側面を持っているのが、著作財産権と言います。この二つが、著作権で保護されている中身です。

さらに著作者人格権には、その中に三つの権利があります。自分が作ったものを公表する権利の公表権、そして氏名表示権、自分の名前を直接出さずに芸名を使ってもいいのですが、自分のものだと表示します。それと、自分が作ったものの同一性を保持して勝手に改編することを防ぐ同一性保持権です。

もう一つの著作財産権は、財産的利益を保護するもので、例えば複製したり、演奏したりするいろいろな権利が10個余りの著作支分権から構成され、これがいわゆる著作権として演奏の

都度著作権料が発生する元になっています。

それでは、なぜこのような著作権を保護するのでしょか。私が担当した「チューリップ・コヒノボリ事件」を例に、著作権保護の意味について説明をします。

皆さんもよくご存知の童謡、「さいた さいた チューリップの花が ならんだ ならんだ あか しろ きいろ どの花見ても きれいだな」と「やねより たかい こいのぼり おおきい まごいは おとうさん」という作詞を誰がしたのかが問題となった事件を担当しました。実は、あの作詞がされたのは昭和5年前後で、当時は誰が作詞したかは全く公表されず、50年くらい経った段階で、当時の音楽界のある中心的人物が、急に自分が作詞したと言いました。それに対して、近藤宮子さんという当時70代の方が、「実は自分が作詞しました」と私に言って、「あのように言うのはおかしいから、なんとかしてほしい」という相談を受け、それに関わることになりました。

近藤宮子さんが作詞したと最初に相談を受けた時には、近藤宮子さんがどういう人かも分からず、「あなたが作詞したことを示す資料が何かありますか」と聞くと、「何もありません、戦争でみんななくなっちゃった」と、それでどうしたかということ、「あなたが当時作詞したと言えることの記憶全てを、私に正確に話してほしい」と言いましたら、本当に記憶力が高い人で当時の記憶を多く出してくれました。

具体的にお話します。近藤宮子さんという方は、藤村作氏という当時の帝大教授だった国文学の大家の娘さんで、当時、お父さんの秘書のような仕事をしていて、近藤忠義さんという方と結婚をして苗字が変わりました。近藤忠義氏は、戦後長く法政大学の国文学の先生をされた方です。その方と結婚して間もなくのときに『教



育音楽』という雑誌から、「春の巻」、「夏の巻」というテーマの中で、例えば、春は「チューリップ」と題名が指定されて、その作詞依頼がお父さんのところに来ましたが、「この曲にはどうも自分はあまり作詞に向かないから」と、娘の近藤宮子さんに「おまえがこれを書いてみろ」と言われて、近藤宮子さんが作詞をするきっかけになったそうです。

それでは近藤宮子さんに「本当に音楽的に才能があるのか」と聞きましたら、近藤さんのお母さんは東京芸大の初期の卒業生の一人で、音楽を専門に学んだ方で、そのお母さんの知人が武蔵野音大の創立者でもあったそうで、音楽的な素養もある環境で育ったそうです。しかも、お父さんの国文学のところでいろいろなことを学んでいました。

次に、「あなたがそういう作詞のきっかけになったことは何がありますか」と聞いたところ、当時、お父さんのところに国定教科書を作るため原稿がいろいろ来ていて、その中に、戦前の『サクラ読本』という「サイタ サイタ サクラ ガ サイタ」という書き出しで書かれる教科書の原稿があり、それを見て「さいた さいた チューリップの花が」というイメージを持ったそうです。

さらに、この歌詞の一番の特徴は、次の「ならんだ ならんだ」と同じ語句を二回続けるところがあります。それは、当時の教科書を作った人の文献を国会図書館で調べると、『サクラ読本』を作る際に文部省の役人がわざわざドイツまで行って、同じような言葉を並べた方が子ども達の頭に入りやすいということで作ったものだったということが分かりました。それと、近藤宮子さん自身が当時の『赤い鳥』など童謡運動の流れを、高等女学校を出て充分知ったうえで、当時、段々と「そういうことはあま

りにも技巧に走ってしまうのではないか」「もっと素直な心で自分の気持ちを表したい」と感じ、歌詞の特徴の一つである「どの花見てもきれいだな」ですが、赤いチューリップや黄色や白にそれぞれよさがあることを「どの花見てもきれいだな」と自分は作詞をしたと話してくれました。

そのようなことがあったので、今度は国会図書館に行って、本当に『教育音楽』という雑誌で「春の巻」でそのような募集があったのかを調べたら、確かにありました。そして、『サクラ読本』を作る際の経過も調べたら、今言ったようなことが本当であることも分かりました。

それらを基に、これは刑事訴訟でいうところも「秘密の暴露」の考え方と同じように、本人しか知らないことを話すことが信憑性につながるという観点から、本人しか知らないことを今のような形で自宅に行ってテープに録音し、裁判所へ提出しました。

「やねより たかい こいのぼり」は当時、宮子さん夫婦が新婚で、今で言う京王線の千歳烏山郊外に住み始めた時に、初めてこいのぼりをあげたのが2階屋の少し上まで出ているということ、自分が新婚の気持ちで見て歌ったものです。唱歌発達史の専門家で、東京都立大学の学長を務められた山住先生が書いていましたが、この歌詞で特徴的なのは女性が出てこないことです。お父さんと子ども達だけ出ているのは当時の状況ですが、やはり結婚して間もなくの楽しい気持ちが背後にないと、ああいうこいのぼりの情景は出せない、それを素直な気持ちで出しています。この二つがそのような形で分かりました。

裁判官は、本人が述べたことを真剣に受け止めて、「客観的な資料は何もないけれど、そのような間接事実の積み重ねで、本人が言ってい

ることは信頼できる」「相手の方が急に言い出したことについては全然信憑性がなく、著作者人格権の侵害に当たる」ということで、約300万円くらいだったと思いますが、その損害の支払いを命じました。この裁判の結果、今では、この「チューリップ」と「こいのぼり」の作詞者が誰かについて、音楽雑誌には全て近藤宮子さんの名前が記載されるようになりました。

昭和57年頃でしたが、当時は結構話題になりまして、わざわざ3時の何とかのテレビ番組に出演をして話をしたようなことがありました。さらに落ち二つがつかしました（笑）。

当時、著作権の権利については版權としてお父さんに5円支払われていたのです。もし、版權をまだ本人が持っているのであれば、この二つの作詞の著作権料は年間400万円になり、今の著作権は保護期間が死後50年です。版權が譲渡されずに近藤宮子さんのもので、死後50年400万円があるとすると、相当な大事件として弁護士としての報酬を貰えたかもしれませんが、そうはならず終わったというケースです（笑）。



著作権は、人格権的な被害についての損害賠償は多くなりませんが、侵害についてはきちんとした保護があります。それとともに、財産権についての被害は、音楽の作詞などの権利は相当の価値もあって、一般に普及しているものは

相当なものになっているということも理解していただきたいと思います。

この事件を応援してくれたある声楽家が、「宮子さんができたのだから自分も作詞しよう」と思って、いろいろ作詞して頑張ってみたけれど「やっぱり全然売れないし、そういうような形にならなかった」と言っていました。それだけ多くの人に受け入れられているのは、本当にいろいろな状況をよく捉えた、その人独自の言葉で述べているところにこそ、創作の価値があり、著作権の意味は、まさに創作物をきちんと保護することによって文化の発展に寄与することに焦点があると言えます。

また、私が近藤宮子さんの事件を担当した際に聞いて驚いたのは、近藤忠義氏がまさに戦争が激しかった時に、学生に向かって「戦争に行ったら死んだら犬死だ、生きて帰って来い」と言ったところ、特高に見つかり中野刑務所に拘置されました。宮子さんが新婚でそれほど経っていない時だったので、毎日中野刑務所に訪ねていたそうです。そのため、戦争が終わったら直ぐにご主人は出所ができました。

ところがなんと、中野刑務所に通った時の隣の房にいたのが、哲学者の三木清氏でした。宮子さんの「三木清さんがいることは分かっていたが、戦争終了直後に三木さんについても働きかければ、死なずに済んだかもしれない」という話を聞いた時に、時代を感じました。中野刑務所に入れられた三木清氏が、戦争が終わってから亡くなっているのです。この時代がどんなに大変な時代だったかを、この宮子さんの事件を通して知りました。

宮子さん自身は、この「チューリップ・コヒノボリ訴訟」が終わってから10年近くご存命した後、お亡くなりましたが、ご本人の本当にしっかりと記憶があったために著作権を守

ることができたという面で、とても印象的な事件の一つでした。

次に、著作権の制限と公正利用行為という観点からのお話です。これはどういうことかという、公正利用行為の意味と範囲は、現行法は著作権を制限する方式として公正利用行為を規定していて、先程述べた著作権の権利を持つ人から複製などの様々な制限をし、公表することから制約を受けずに著作物を利用できることを公正利用行為といいます。わが国の著作権法は、多数の公正利用行為を個別に規定します。例えば、教育機関による複製等、あるいは引用などを個別に限定列挙方式で規定しているのが日本の著作権法の特色です。

これに対してアメリカの著作権法は、限定列挙ではなく、基本的には著作者の権利を害さない限り利用できるという、非常に包括的な規定を置いています。問題は、この限定列挙方式は公益上の理由に基づく公正利用行為、あるいは著作者の利益を害する恐れがない公正利用行為など、幾つか限定列挙で具体的に挙げているのですが、実は漏れがどうしてもあるのです。

今の規定の中でも、公正利用行為だけでも漏れているところがあることが、研究者を含め、いろいろな面で問題になっているところがあります。しかし、日本の規定の仕方は、このような限定列挙方式で中身を決めているのが特色です。

公正利用行為をするに当たっての注意点で、述べておきたいことが二つあります。それは付随義務といわれるもので、一つは出所明示義務です。公正利用行為をする者は、著作者の複製又は利用の態様に応じて合理的と認められる方法及び程度により、著作物の出所を明示しなければなりません。要するに、出典をきちんと明示することがとても大事です。無名でも、無名

であることを示したうえで出典をきちんと明示をします。規定をよく読むと、義務違反は刑事罰の対象にもなり、罰金が科せられます。教育上、いろいろと利用する時がありますが、出所明示義務は普段利用する際に、ぜひ注意をしていただきたいと思います。

もう一つが補償金支払い義務です。公正利用行為は無償で行えるのが原則ですが、著作者の不利益が受忍限度を超えると認められる公正利用行為については、公正利用行為者に補償金の支払い義務が課されます。具体的には、教科書などでいろいろな過去の文献などを引用する場合は、文科省の文化庁で決めた補償金を支払うという処理をしていることが多いのですが、それと同じようなことが様々な利用について、一定の補償金を支払って処理することが多いことは、頭に置いておく必要があります。

そして、具体的な留意点をお話したいと思います。まず初めに引用のことです。掲載に当たっての注意点ですが、著作物を引用する場合は「公正な慣行に合致」し、「目的上正当な範囲」で行われる場合は、著作者の許諾なしに許される点です。公正な慣行と目的が正当な場合という点について問題になった事例で、パロディ事件最高裁判決がありますが、そこで基準を出しているのが、一つは引用であることを明確にしておくという面で、区別の明瞭性と主従関係で、自分の本体と従との関係をはっきりさせておくということです。引用の方があまりに多ければ、それこそ自分のものではないという形で、主従関係をきちんと存在させます。したがって、論文で圧倒的に他人の文章だけ引用する場合は、引用の主従関係がはっきりしないので、問題がある場合には盗用となる危険性もあることから、この量の主従関係をはっきりさせておきます。

それと、著作者人格権侵害の不存在、先程述

べたように、誰のものなのかをきちんと明示することにも繋がりますが、その三要件になっています。

具体的に私が担当した結構有名な事件で、引用、要約の適否・反論文の掲載が問題となった「雑誌『諸君!』事件」があります。これは判例集にも掲載されている事件です。

ベトナム戦争が激しかった時に現地に行って、たくさんのルポルタージュなどを書いた朝日新聞の本多勝一さんという記者がいますが、ベトナムが南北統一された後『ベトナムはどうなっているのか?』という本を書きました。その中で、本多さんはベトナムで起こった僧侶12人が集団焼身した「ファム・ヴァン・コー事件」という事件について、ベトナム仏教界の副会長が語った言葉として述べた文章をその本の中に書きました。

それを文藝春秋の『諸君!』という雑誌で、ある大学の先生が、本多さんの書いた『ベトナムはどうなっているのか?』の「ファム・ヴァン・コー事件」について、ベトナム仏教界の副会長が述べたことを本多さんが述べたこととして、「本多さんには非常に問題がある、筆を折るべきだ」と非難する論文を掲載しました。本多さんは「自分の見解ではないのに自分の見解と言われて筆を折るべきだというのは何たることか、許しがたい」ということで起こしたのが「雑誌『諸君!』事件」です。

私は本多さんの相談を受けたのですが、この時は文藝春秋の方も総力を挙げて、法廷で大論争をしました。学生にも関心が集まり、白熱した証人調べもなされました。が、残念ながら私達は負けました。負けたのは、私は裁判所が悪いと思っています。裁判所は、評論の方法として行う場合は、そのような方法でもやむえないという趣旨の判断を示しました。

本多さんはどうにも納得できないということで、最高裁まで争いました。また、本多さんは、自分が受けた被害については単に損害賠償を得るだけでは納得できないので、それがどれだけ間違っているか、反論文として別途書かせてほしいと訴えました。反論文掲載訴訟としても有名な事件となりました。が、裁判所は、反論権自体は権利としてはあると考えるが、このケースでは「ならない」という形で、裁判所の判断が出ました。しかし、私はやはり裁判所の判断がおかしいと思っています。

当時都立大学に勤めていた清水誠先生が、この事件について丁寧に分析され、法律上の「民法の目」という観点で、この最高裁判決の問題点について非常に的確な指摘をしています。清水先生は、批判される場合であっても、自分が言っていることを適切に把握して批判されないと、引用を勝手にされた側からするととても腹立たしい思いになる、とりわけジャーナリストなど自分の文章に責任を持つ方々にとっては、引用のされ方が全然違った形となって批判をされたら、耐え難い苦痛を感じるという指摘をされました。そのことを頭に置いておく必要があると思います、この事件を敢えて取り上げさせていただきました。

もう一つ、貴学のような大学で把握しておいた方がよいと思う事件を紹介します。著作物を掲載するに当たって注意すべき事件として「法政大学懸賞論文事件」があります。これはどういう事件かというと、法政大学で懸賞論文を募集して、優秀作になった法政大学の卒業生の方がいました。法政大学は、その優秀論文を法政大学の雑誌に掲載するに際し、卒業生つまり著作権者の承諾を得ることなく何点か変えて掲載してしまいました。文章の一部を多いから削ったり、句読点の位置を変えたりして掲載をした

ことについて、著作権者は「自分の論文が勝手に変えられた」「掲載についてはいいと言ったが勝手に変えることまでは自分は承諾した覚えはない」ということで、著作者の同一性保持権、まさに自分の思想や考え方を表明したものを、大学当局が勝手に自分の了解を得ずに変えたことについてはどうにも納得できないと損害賠償請求を起こしました。著作者人格権の中の同一性保持権を侵害したと裁判を起こしたのが、この法政大学懸賞論文事件です。

これは貴学でも雑誌等で編集責任者が、他の人が書いたものを直す場合があるかもしれないので、注意をしなければいけないことの一つだと思います。

この判断の中で、句読点など文字内の表記の中で、常用漢字などを直すなどの変更については違法とは認めなくていいが、一定の思想表現的のところまで手を加えて改編するのは、やむを得ない改変とは言えず、同一性保持権を侵害するというので、その部分については損害賠償を認めました。金額としてはそれほど多くはなかったのですが、改編する場合は、やむを得ない場合であれば認めるが、やむを得ない範囲を超えている場合は同一性保持権を侵害するため、損害賠償を認めるという判断をしています。この判断は論文掲載の際に注意する点として、十分頭に置いておく必要があります。



次に、教育上の教材・論文内容の複製についてお話しします。一番大学内で利用されるものですので、ここは少し丁寧な場合が許されるかを説明したいと思います。

この点について、著作権法の第35条第1項は次のように規定しています。営利目的として設置されているものを除く大学等の教育機関において、「教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の課程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」、しかし、これには但書きがついて、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は許されないという限定が付されています。このことを頭に置いて、複製に関する問題点について話していきたいと思います。

レジュメに記載している問題点は、貴学のFD委員会から「このような点について答えてほしい」という事前の質問項目をそのまま掲載しています。最初に、「複製配付対象者はその授業を受けている学生のみか?」「他の学生にはどうか?」「Webへの掲載はどうか?」、この部分は授業に供するという事ですので、授業に出る学生に対する範囲とすることが基本となります。複製の程度、部数についても、大よその受講者数に基づくことが基本ですので、Webへの掲載などはその範囲を超えているということになります。受講生による引用掲載についても、自分の場合はいいのですが、勝手に複製することは問題になります。

今のことは、しっかり頭に置いておく必要があると思います。こういうことに関する文献などを見ると、複製なども授業で供するために必要と認められる限度において行われなくてはな

らないということなので、授業の内容に見合った分量、授業を受ける生徒数に見合った数だけの複製が許されます。例えば、学級文庫を充実させるための複製や、公衆送信させるためにライブラリーに使用したりする場合については、必要と認められる限度を超えると、普通の文献には書かれています。

さらに、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は許されないという但書きから、文献等の中では、この部分に関しては、例えば人数分売れることを予定して制作されたワークブックの複製は、著作物の種類と用途に照らして著作者の利益を不当に害することになるようにみなされたりします。

また、売れ行きのよい小説の一節をクラスの人数分複製して配布する行為は、一部だけであれば不当に害することにはならないのですが、原書を全部複製して参加者に配る場合は、対応によって著作者の利益を害すると考えます。さらに、今度は著作物の種類ですが、例えばソフトウェアや楽譜全部のような複製は、やはり不当に害すると考えられます。楽譜は、手書きで複製した場合には、そのコピーを配布する行為は害する形にはならないだろうと考えられています。率直に言うと、今日では、公のところにおいてはこう言わざるを得ないと思います。

ただ、少し事例が違いますが、医療行為は医師が行わなければならないと、医師法、医療法などで規定されていて、例えば、注射をする行為は、本来、原則医師が行わなければならないのですが、皆さんもご存知の通り、実際は看護師が注射をすることが多いです。どうしてあれが許されるのか、基本的には看護師が医師のロボットとして同じような形で行っているという位置付けの中で許されていて、実際、それが通っ

ています。医療行為は医師の専権になっているのですが、医者が側にいて何かあったらすぐに対応できる形を採っているため、看護師が注射などの行為を行っており、理屈からすると、そのような形で保護されている場合が多いのだと思います。

今の教育上の公正な利用行為に関しても、基本的には今お話ししたように、その授業で必要な範囲という限定が付されていることが前提だと思います。そこは注意をして行うけれど、どうしてもそれから若干はみ出することは、それ程ひどくなければ恐らくあまり問題にはならないのですが、ひどい行為の度が過ぎるとやはり問題になるのだらうと思います。私自身は文献などを読んでいますが、そこから若干増やす程度は、確かに限度を超えるかもしれないけれど、そこが違法という形になるかという点、私自身の実務家感覚ではそれほど問題にはなっていないと思います。

ただ、今のよう形についても、営利目的やもっと別の目的でやった場合には違法性が強くなります。同じように、複製物の譲渡などをする際、その範囲が授業で使う人以外に意図的にたくさん使う場合は、明らかに限度を超えるため、いろいろな面で許諾を取る必要が出てきます。その使い方は先程説明したそれぞれの必要と認められる限度の量などを十分意識したうえで、利用方法を慎重にする必要があります。

とりわけ私がこういうケースで大事だと思うことは、出所をきちんと明らかにし、こういった点に使うこともしっかり学生などにも伝え、扱いを慎重にすることを丁寧に説明することだと思います。実は、この講演の前の打合せをした際に、あまりこういうようなことを言い過ぎると、中には萎縮する学生がいるかもしれないという話題が出ました。しかし、萎縮しない程

度に丁寧に説明しながら、積極的にいろいろな文献活用することの意味も理解してもらう必要があると思います。少なくとも、基本的に公益的な目的で必要な範囲で利用する場合は、著作権法との関係でも認められますが、十分注意をしたうえで使い、出所明示義務を慎重に行います。

公正利用行為として著作物を複製する教育担当者、授業を受ける者は、その出所を明示する慣行がある時、その複製の対応に応じて合理的と認められる方法と程度により、明示しなければなりません。著作物を翻訳、編曲、変形、翻案して利用する場合も、原著作の出所を明示しなければならないという規定があります。とりわけ、論文などいろいろなことを書く時には明示義務は大事です。自分のものではなく、誰かの引用であるということをしっかりしておく面でも、出所をはっきりさせておくことは大事な点だと思います。

問題になった小保方さんのケースも、よく実験をしている専門家の話によると、少なくとも論文は実験データとノートがしっかりしていないと本来はとても問題があるそうです。貴重な材料がどこにあって、どうなっているのかということは論文の信憑性の面でとても大事で、それを疎かにすると、論文の盗用などの問題になることが多いのです。例えば、スキャナーで取り、その変更が簡単にできるので、誰かの本を引用する場合は、この出所明示義務をしっかり頭において、引用であれば自分の考えとそうではない部分をはっきりさせておくことは大事です。

それこそ、ヨーロッパ千年紀の中で最大の発明をしたニュートンは、「自分が万有引力理論を発見したのは、それまでの研究成果の上に立って、ほんの少しやっただけだ」と言ってい

ます。「それまでの研究成果の蓄積がなければ、自分はそのことを出せなかった」「自分のやったことはそれまでの研究成果のほんの少し肩に乗るぐらいのものだ」と話したそうです。

創造や新たな発見と言われるものや、学生がそれまでの研究成果を基に少し創造的なものを出すということがとても大事ですから、自分の成果でない部分を明らかにすることの意味付けが、こういう問題を考える時の大事なポイントになるように思います。

次に、著作権法に抵触する可能性があるのはどのような場面かということ、貴学のFD委員会から事前に質問があったことをピックアップして述べようと思います。

最近多い、映画やビデオなどを使うケースについてですが、その関係は規定されていて、正当な利用行為であれば著作物と同じように教育上もそれを使うことができますのですが、結構多くのところが補償金的な形で取ることがあります。例えば映像をそのまま使う場合は、少なくとも一定金額の補償金を納めて使うことが多いのです。ですから、それぞれの著作物によって、使う際には確認が必要が多くなります。

私自身も、最近ある中学校から、「教育上必要であればそのまま使えるのですか」と質問を受けましたが、映画などそれなりの価値があるものは大抵、一定の補償金を支払って使う形になっていますし、映像会社によっては古い映像は勝手には使わせないところがあります。

教育上の問題でも、基本的には無償で使うことが認められるのだけど、それぞれの性質によって、使い方、持っている権利の中身からして、映像関係については一定の補償金を支払わなければいけないと言われることが多いです。その場合は、それを支払わずに使うとやはり問題になります。

このあたりで、私のお話はここで区切らせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

**司会（水谷）** 加藤先生、どうもありがとうございました。今のお話を受けて、何か具体的な質問やコメントなどがございましたら、ご自由に発言していただければと思います。皆さん、いかがでしょうか。

**質問者 A** 二点質問があります。一点目は、著作者の不利益が受忍限度を超えると認められるということのお話がありましたが、例えばそれはどういうものか、例を挙げて教えていただけますでしょうか。

もう一点は、今、インターネットで論文が公表されている場合が非常に多いのですが、そういうものを引用する時に、引用する時点になって調べてみたら消えていたという場合には、出典の場所をどのようにすべきか、慣例のようなものがあるのか教えてください。



**加藤** 受忍限度を超えるというところに関しては、例えば、宮部みゆきさんのような作家の作品を授業で一部だけを使う場合は、授業で必要な分を使うのであればいいのですが、それが小説全部をコピーして使うと、それは著作者にとっては、それで多くの人に出しているということからすると、まさに受忍限度を超えているため、補償料を請求されるという問題になります。著作者の権利が持っている中身からして、

その利用方法が自分の創作物を全部丸ごと使われてしまうことは、耐え難いというような受忍限度を考える問題なのだと思います。

二点目のインターネット上の論文の場合ですが、今のご質問の場合であれば、やはりインターネットでご自身が見た時に何かに記載しておいて、その時点であったという日付をその論文に特定して引用するということになるのではないのでしょうか。

**質問者 B** 最後の方のお話で、音楽の著作権の問題があったと思いますが、私が今やっているのは少し違って、ノウハウと言いますか、コンテンツではなく方法論をどのように保護するか悩んでいます。例えば、分かりやすい例でいうと、川喜田二郎さんの KJ 法です。あれはかなり普及したのですが、やはり川喜田さん自身の著作権が非常に侵害されてかなりお怒りでした。変な形で伝わってそれが世界的に有名になってしまい、有名になっておかしく伝わったものが、逆に本家のオリジナルを侵害しましたが、手の施しようがないということになりました。

また、最近、本学でも単なる授業のように一方的にコンテンツを教えるのではなくて、例えばワークショップなど、いろいろな参加型の授業の中で方法論自体が問題になることがあるのです。本などにしていれば著作権があるのでしょうけれど、方法論のようなものはどのように保護されるのでしょうか。例えば特許などの形を取るのか、それとも方法自体を誰かが同じ方法をする場合にプロテクトすることができるのでしょうか。

要するに、はっきりと物になっていないものは、例えば匠の伝統の技術などは弟子に伝えていくものですが、はっきりしたコンテンツにしにくいものがあると思います。KJ 法も一つですが、そういうものはどうやって保護して



いけばよろしいのでしょうか。

**加藤** 確かに率直に言うと、なかなか難しい問題だと思います。一つは、確かに文献などにきちんと書けば著作権保護の対象になってくるのですが、私はどうも感覚的には実用新案のような意味を持っているものとして、保護の対象になるのではないかという感じがします。それこそ著作権は、まさに文化の発展に寄与するのですが、どちらかというノウハウ的なものは特許に近い形のもので、特許は産業の発展に資するので、方法論、ノウハウもそちらに近い側面を持っているのではと思います。

そのあたりに若干関連するのは、今は遺伝子について早く解明して登録してそれ自体を保護するには、何らかの保護と似たような対応をとっているのかと思います。遺伝子の様々なものについては、一定の特許的な保護の仕方に近いと思っていて、そういう観点から考える問題があると思います。今のような保護の仕方は、とても難しい側面を持っています。ただ、プログラム自体も今は著作権保護の対象になりますので、広い意味ではプログラムとすれば著作権保護の対象にも乗ってくるかもしれないと思いますので、ノウハウ的なものをどのように構成するかというような観点からつめていくとともに、一定の権利保護も含めて考えるのは大事な問題ではないでしょうか。

**質問者 C** 大学教育の現場におりますと学生の問題が結構大きいので、その関連のことを二点質問させてください。学生がレポートなどで作品を引用する場合に、今言ったことをかなり侵している場合が多いと思います。その場合は、基本的には違法行為を学生がしているということになるのでしょうか。つまり、公表するかどうかより行為そのものが違法であるということでしょうか。

もう一点は、今度は学生が書いたものを授業で引用する場合ですが、授業内でそれを使う場合も同じような扱いなのか、何か特別、他に気を付けるべきことがあるのでしょうか。

**加藤** まず、学生の引用については、私は確かにその面では、日本の多くの学生はそこについて全体的に問題意識が弱いという感じがします。私もアメリカの大学に行って授業を受けた時に最初に指摘されたのは、論文内容を引用する場合は、勝手にやったらそれはとても問題だということを、教師が最初の段階で丁寧に学生に説明をされていて、大事なのだというのが分かったのです。

私がそれまで教育を受けてきた時に、いろいろな文章を書く際の引用などについての注意は、あまり聞かないまま過ごしてきたと感じます。恐らくは安易にやっている学生に対して、そのことに対する問題点をなるべく早い段階で、何かを書いたり公表したりする時に周知徹底することを、まず教育の現場で行うことが大事だと感じます。

学生が書いたものの使い方ですが、ものによるのでしょうか、基本的には教師が学生に対してレポートを求めて、そのレポートをみんなの前で公表や批評するのであれば、当然そのような形で使うことが授業の受け答えの中で前提になっていると思いますので、その場合はそれほど気にせず使っていいと思います。そうではなくて、その学生が授業とは関係ないところで別途書いた論文などを引用するのであれば、きちんとした使い方をしなければいけません。それこそ、今でも大学の先生の中にも、例えば助手の人が書いたものをそのまま勝手に使ったりして問題になるケースもあり、処分の対象になることもあります。学生なり、助手の方がきちんとした論文を書いたのであれば、その人が書き

たものとしてきちんと遇する形の使い方をしなければ、使い方に問題が生じることになります。

**質問者D** DVD関連のことですが、教育上有益である一方、著作権等が問題であるというお話でしたが、具体的には、発行している会社に「営利目的ではなく、教育上の目的で使用するので補償金はお支払いしないで使います」という承諾を得れば問題はないのかと思います。先生がおっしゃる通り、著作権処理がされていないDVDについては断られると聞いているのですが、例えばNHKのような番組を録画して使う分については、ホームページ上は問題ないと書かれていますし、弁護士の先生に聞いてみたところ、それは問題ないという話がありました。使用してはいけないという原則なのか、DVDの性質を確認した上で、了承が得られるのであれば使っても構わないということなのかを教えてくださいませんか。

**加藤** 基本的には、教育上の目的で、例えばNHKの教育番組のビデオを録って授業で必要な範囲を使用するのであれば、了解を取れば恐らく大丈夫だろうと思います。私自身は、例えば、NHKの戦後補償に係る「過ぎ去らざる過去」というドイツの戦後補償の問題などを出したビデオを自宅で録画したり、裁判に関係するニュース報道を自宅で録画して、それを裁判所に提出する段階で了解を求めると、ほとんどのテレビ局は、勝手に使っては困ると拒否します。ただ、そのような拒否をしても裁判所で提出して使ったことが何回かありますが、嚴重な抗議が来ますがそれで止まっていました。

**質問者D** 今の例はテレビ局の番組についてですが、テレビ局が作成したDVDを、例えば、許可を得れば使用して構いませんと明示的に謳われている場合は構わないのでしょうか。

**加藤** その場合は構わないです。

**司会(水谷)** 他にどなたかいらっしゃいますか。

**質問者E** 著作物の範疇は何なのかを知りたいと思います。例えば、研究会で少し配布されたものも著作物だろうという気がします。しかし、メモ書きなどでも著作物と言えるのか、著作物とは何なのか、教えていただければと思います。

**加藤** 実は結構、著作物というのはもめるのです。今のお話をうかがった限り、単なるメモ書き程度のものは著作物の範疇に入らないと考えられます。著作物の大事な点は、人間が作った創造性があるという「創造性」の問題になるのですが、この「創造性」の捉え方がとても広いのです。独創性がなくても、いろいろな感情のものがあ、その人独自のものであれば広い意味では著作物となるのですが、あまりにも広いものですから、全部が全部を著作物の保護の対象にしないために、単なるメモ書きや図形的な形で出したものはその範疇に入りません。先例をしてみると、保護の対象を考えた時の状況によって分け、調整しているのが実際のところですよ。

日本の著作権法の規定の仕方は、とても広い範囲のものを著作物として取るのですが、あまりにも取り過ぎると錯綜した問題になる。しかし、今言ったような単なるメモ書きなどは著作物に入りません。本来は広い意味では、それも著作物になるはずですが、そのような切り方をしているのが法的なスタンスだと思います。

**質問者E** そうすると、刊行されたものと捉えてよろしいのでしょうか。公に示されている、例えば、研究会での配布文書は著作物になりますでしょうか。

**加藤** 研究会などを出して公表されたものは、そこに新しいアイデアなどが出てくるので著作物と考えていいと思います。

**質問者B** 先ほども質問しましたが、もう一つ

お願いします。教育機関でまとめて補償金を払っているということを聞いたことがあるのですが、それは文献に限ってでしょうか、それとも映像などにも及ぶのでしょうか。大学などで教育上に使うものに関しては、本当は無償で使えるかもしれませんが、補償金も支払っているんで使っていって私は認識しているのですが。

**加藤** そこは両方あるかもしれません。例えば、大学でいろいろな映像などを常に使う場合についてはまとめて補償金を固定して支払う、文献を教育機関で使う場合でも、一定の文献については補償金を支払うという形が教科用図書などでもあるのと同じように、大学で継続的に使うものについては毎年支払いをしていることがあるかと思います。

**質問者B** 特定の大学ではなく、全ての教育機関で予算を集めて補償金を支払っているということはないでしょうか。

**加藤** そこは私自身、正確に分かりませんが、教科用図書などに使う場合については一定の補償金を支払わなければならないという著作権法の規定があって、補償金の金額については、文化庁で具体的に決めることになっています。多くの団体などが使うものについては、その規定に従って支払うシステムができています。そのことが、今言われたことに関連する支払いであると思います。

**司会（水谷）** 私の方から1点だけよろしいでしょうか。出所明示義務についてですが、学生でも先生方でも何かを書く時に、他の人の業績を使う引用する場合、とても立派な教科書やテキストがあり、そこに何でも書いている。その著作物を出所とするということが、特に学生達などはよくあると思います。例えば、教科書に書いてあることは、教科書の中では原典と言いますが、第一次情報源がきちんと書いてある。

その教科書に書いてあることをそのまま引用してしまうということがよくあると思いますが、それはマナーとして相応しくないのか、違法ということではないのかもしれませんが、ある意味で出所明示義務に違反していると考えられるのでしょうか。

何かの主張や紹介をする場合に、本来であれば、それを本当に主張した本人の著作物をきちんと明示するのが一番いいと思うのですが、そうではなくて何か有名な本に書いてあって、その本自体を引用してしまい、原著作者には言及しない形で引用することが多くあると思います。

**加藤** そういう引用の仕方もあるかもしれませんが、あまり好ましくないと言えるのではないのでしょうか。弁護士の世界でも、例えば論文などを書いている際、自分の都合のいいところばかり引用し、都合の悪いところは無視した形で引用をした場合は、本当は正確な仕方ではないと思います。私も以前に、誰かが書いた論文の中の自分の都合のいいところだけを抜き出して、それだけ使ってしまうのは、「本当は正確な引用の仕方ではない」と先輩の弁護士から注意を受けたことがあります。基本的には、何かの文献を引用するのであれば、その全体の考えの中できちんと要約するなりして引用しないと、正確な引用ではなく、出典を明示したとしても、そのような形で文章を書いたものについては、本来の意味で書いた論文自体や文章自体の評価を下げることになってしまい、好ましくないと思います。引用するに際し、引用の仕方は自分だけの都合のいい形ではなく、それぞれの論文や文献の持っている意味を十分把握した上で引用する必要があると思います。

**司会（水谷）** ありがとうございます。何か他にありますか。時間も少し遅くなってきましたが、今日は貴重なお話をいただ

き、加藤先生、本当にありがとうございました。あらためてお礼を申し上げたいと思います。

(拍手)

最後になりましたが、FD 委員会委員長の小松副学長から挨拶があります。



**小松** FD 委員会の委員長を務めている小松です。加藤先生、今日は大変有益なご講義をいただき、ありがとうございました。

今回、このような問題設定をさせていただいたのは、加藤先生のお話の中でもありましたが、やはり今年初めから起こった論文の捏造問題です。それから、他大学では論文における盗用で教員が非常に重い処分を受けています。残念ながら、本学におきましてもホームページに掲載した通り、修士論文に関して不正の問題が起きてしまったという事情があり、このような問題設定をさせていただきました。加藤先生には非常に具体的に教えていただき、また今日出席の皆様からは疑問点など出していただきまして、大変勉強になりました。

出典を明記して断わっておけばいいだろうと気軽に考えてしまいがちですが、最初にお話しがあった近藤宮子さんの例などを考えますと、創作した人のそこに込めた思いというのがあって、それを尊重していくことで、節度というものが出てくるのではないかと思い、私は非常に感銘を受けました。そのような意味もあり、本

日は大変勉強になりました。ありがとうございました。(拍手)

**司会 (水谷)** 皆様、本当に遅くまでありがとうございました。もう少し時間があれば、本当に理解できたかどうか、小テストで確認させていただこうと思ったのですが(笑)、残念ながらお時間となりました。今日は本当にありがとうございました。(拍手)

2014年11月20日

著作権保護の意義と公正利用行為の範囲と限界について  
—教育上に関する著作権法の知見を深める—

弁 護 士 加 藤 文 也

1. 著作権保護の意義

- (1) 著作権法 文化の発展に寄与するため（1条）、多彩な著作物の創作を促すことを目的とする法律
- (2) 著作者の権利の内容— ①著作者人格権と②著作権—
- ① 著作者人格権は、人格的利益を保護することを目的とするもので、公表権（18条1項）、氏名表示権（19条1項）、同一性保持権（20条1項）の3つの権利がある。
- ② 著作権は、財産的利益の保護を目的とするもので、複製権（21条）、演奏権（22条）など10個余りの著作支分権から構成されている。

・チューリップ・コヒノボリ訴訟（東京高判平成5・3・16（確定）判例時報1457号）

2. 著作権の制限と公正利用行為

- (1) 公正利用行為の意味と範囲
- 現行法は、著作権を制限する方式として、公正利用行為を規定している。
- 公正利用行為とは、著作権の行使を受けない著作物の利用行為をいう。
- わが国の著作権法は、多数の公正利用行為を個別に規定する〔教育機関による複製等（35条）、引用（32条）など〕限定列举方式を採用している。
- 著作権法が列举している公正利用行為には、公益上の理由に基づく公正利用行為（33条・37条の2）、著作権者の利益を害するおそれのないことによる公正利用行為などがある。
- (2) 付随義務
- ① 出所明示義務 公正利用行為をする者は、著作者の複製または利用の態様に応じて合理的と認められる方法及び程度により、著作物の出所を明示しなければならない（48条1項）

・義務違反は刑事罰の対象となる（122条）

② 補償金支払い義務

公正利用行為は、無償で行うことができるのが原則である。著作者の不利益が受認限度を超過すると認められる公正利用行為については、公正利用行為者に補償金の支払い義務が課される。

### 3. 引用、掲載にあたっての注意点

(1) 32条1項 著作物の引用は、「公正な慣行に合致」し、「目的上正当な範囲」で行われる場合は、著作者の許諾なしに許されると規定している。

・判例（パロディ事件最判昭55・3・28）は、①区別の明瞭性、②主従関係の存在、著作者人格権侵害の不存在の3要件を定立している。

・引用、要約の適否・反論文の掲載が問題となった事例  
雑誌「諸君」事件（最判平10・7・17）

(2) 著作物の掲載にあたって注意すべき点について

・法政大学懸賞論文事件（東京高裁平3・12・19判決）  
大学が、著作物を改変して掲載したことが、同一性保持権を侵害したとして損害賠償を認めた。

### 4. 教育上（教材・論文内）の複製について

(1) 35条1項

教育機関（大学を含む）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の課程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

・35条1項但し書き

著作物の種類、用途、複製の部数や態様に照らして著作権者の利益を不当に害することになる複製は許されない。

→複製に関する問題点

→複製配付対象者（その授業を受けている学生のみ、他の学生にはどうか、Webへの掲載は）

→複製部数はどの程度か（大よそ受講者分のみ）

→当該授業の受講者（学生）が、引用掲載教材の配布物（自己作成のレジユメ除く）を勝手に複製することはどうか、他の授業の学生に渡してはいけないのか、など

(2) 複製にあたっての注意点

出所明示義務について注意すべき

5. 著作権法に抵触する可能性はどのような場面で生じるか。

・幾つかの場面を設定して検討する。





スポーツ・健康科学部主催公開 FD 講習会報告

## 「精神障害や発達障害の基礎知識

～ケースに学ぶ～」

講演者：種ヶ嶋尚志先生

（日本大学工学部総合教育系准教授・臨床心理士）

日時：2014年7月29日（火） 15：30～17：00

場所：東松山校舎9号館9406教室

**種ヶ嶋** 種ヶ嶋でございます。このような形で先生方にレクチャーをすることになるとは思いませんでしたが、自分の専門性を生かし、先生方と共に学ぶ機会を持てたことを大変嬉しく思っております。今回は、精神障害や発達障害などに対する対処や見立てを、私が知り得る限りの範囲内ですが、お伝えできればと思っております。よろしく願いいたします。

まず、代表的ないわゆる精神障害と言われるものを説明致します。精神科領域で特によく出てくるのが統合失調症です。依存症と言われるアルコール依存症、薬物依存症、手を洗わなければ気がすまない、確認をしないと気がすまない強迫性障害、それから睡眠障害などがあります。また、ストレス環境下に置かれている本人が、そのことにより気分が抑うつ状態から離れないままで苛まれるものの、ストレス環境下から離れて生活すると、少しずつ適応的に生活ができるのが適応障害です。他にはてんかんも入りますが、脳の中の電気パルスの電気信号が過剰にスパークすると、発作となって意識が飛んでしまうという症状です。

次に、うつ病です。ここに双極性障害も入りますが、これは躁うつ病のことです。この二つがいわゆる気分障害と呼ばれているものです。また、食べ物に関しての執着により、重い場合には死に至る摂食障害、性同一性障害、発達障害、そして認知症もここに入ります。PTSD、Post-Traumatic Stress Disorder、パーソナリティ障害、パニック障害など、いろいろとあります。

#### 「統合失調症について」

それでは具体的に説明致します。統合失調症は、心や考えがまとまりづらくなる病気で、気分や行動、人間関係に支障が出てきます。私が学生の時には、統合失調症の人と会うことはな

く、精神科の閉鎖病棟などで臨床実習したときに初めてお会いしましたが、それまでは全くイメージが付きませんでした。そこで、このような症状をお持ちの方が統合失調症なのだということを理解いただくために、5分程度の簡単なVTRを見ていただきます。

#### 【VTR 上映】

**種ヶ嶋** 後発性の統合失調症という名称でした。統合失調症は、もう少し若年性の20代あるいは18歳の後半ぐらいから発症していくという特徴があります。ところが最近では高齢の女性でこういう特徴、妄想を語るような症状が少し遅めに発症する遅発性の統合失調症が出てきました。VTRをご覧いただいた通り、周りからみたら何もみえないけれども、本人には実際にみえていて、何かから、誰かから攻撃を受けているようにみえて、それを語っています。

陽性症状と陰性症状の二つの特徴的な症状があります。陽性症状は、基本的には妄想や幻覚、周りの人には聞こえない声が聞こえる幻聴もあります。もう一つの陰性症状は、健康な時にあったものが失われたために、意欲がなくなり、全く身体が動かない状態や、感情表現が乏しくなるという二つのものが存在します。陽性症状、妄想や幻覚・幻視の症状に苦しむタイプの統合失調症の人であれば、陰性症状、つまり全く活動的でなくなる統合失調症と、この二つが大きくタイプとして分かれています。

罹患率ですが、100人に1人、約1%の人がかかる病気とされています。約1%ですから、大学内でも学生数が増えていけば増えていくほど、その分の人数も増えていきます。世界的には約0.7%の人が統合失調症にかかると言われています。

周囲の人から分かるサインとして、独り言を言う、実際にはない悪口を言われたなどの被害を訴える、話がまとまらずに話すという症状があります。また、「私は誰々から嫌がらせを受けている」と人に言う、手紙で悪口を書いてポストに投げるなどの言動があり、話に論理性がなく支離滅裂さが特徴的だと言えます。

幻覚や幻聴のサインとして、いつも不安そうに緊張していて、「悪口を言われた」「いじめを受けた」と訴えるのですが、現実には何も起きていません。また、監視とか盗聴などの言葉がよく出てきます。例えば、「この階と上の階の真ん中に天井裏に人がいて、私のことをずっと見ている、だから家から一步も出られない」「家の中で監視され見張られて、自分が家から出てしまうとその人が降りてくるから出られない」と言ってとても苦しみます。

会話や行動のサインとして、話にまとまりがない、話の内容がつかめない、作業ミスが多い、整理整頓ができないためシャワーに入らない、髪を切らないなどの特徴がみられます。

感情や意欲のサインは、打ち込んでいた趣味、楽しみにしていたことに興味を示さない、引きこもる、ゴロゴロするなどの症状があります。「スチューデント・アパシー」と言う場合もありますが、大学1年、2年生時に突然大学に来なくなり、アパートに引きこもって何もしないというケースもしばしばあります。

発症の原因は、残念ながら今のところ分かっていません。簡単に言うと、統合失調症にかかる人はストレスに対する脆弱性があります。他の人が普通に乗り越えられるようなストレスが、その人にとってはとても億劫となり、発症の引き金になります。大学受験時から入学しての新生活がストレスになり、就職や結婚など、人生のライフステージの転機の中で環境適応がス

ムーズにいかず、発症してしまうとされています。

しかし、今はいい薬が出ているので、症状に早めに気づき、薬をしっかり飲み、日常生活の中で症状と付き合っていけば、大学生活が普通にできるようになります。また、自分が統合失調症の自覚があり、周りの人に伝えていると、試験前などストレスがかかるときにサポートを受けやすくなります。ただ、薬は飲み続けなければならないので、専門医にしっかりと相談しながら対応していくことが重要になります。

周囲が気をつけることとして、ストレスがかかると被害妄想、幻覚や幻聴の症状が出ます。また、「誰かが私の文句を言っている」と感じる過敏さがありますので、批判的な言い方や責める言い方は極力控えることが大事です。また、相談を受けた人が対応できずにおろおろすることをしない、「医師の治療がおかしいのではないか」と患者さんの不安を煽る発言をしないことです。そうしなければ、よりストレスをかける引き金になりますので、気をつけた方がいいでしょう。また、見えないものが見えているという世界観を否定してしまうと、その人の思いを理解できず、かえって症状を悪化させてしまうこともあります。その世界観は「その人にはみえるのだ」という気持ちで話を聞いていくことが大事だと思います。

### 「うつ病について」

二つ目はうつ病の話です。うつ病はメジャーな病気として認識されているかと思います。眠れない、食欲がない、気分の落ち込みが続く、それらの症状がうつ病の可能性として考えられます。うつ病は、心理的なストレスや身体的なストレスが重なるなど、いろいろな理由から脳の機能障害が発生します。今はセロトニンやノルアドレナリンに対して作用機序がある薬など

で血中の神経伝達物質の濃度を上げることであり、うつ病の症状を和らげることが分かっています。全部が全部効く訳ではないので、ここが難しいところです。とにかく、うつ病は脳の機能障害とみられています。脳がいつも通りの働き方、元気なときの働き方をしないため、心理的なものの見方が否定的になり、自分が駄目な人間であると心理状況に陥ってしまうのが一つの特徴です。

うつ病が、今、どれぐらいの割合で増えているかということですが、平成20年度位までの十数年分の統計では、かなり増えています。最初の平成8年から40万人程からかなり上がり、現在では100万人程になります。そのうち、うつ病の割合は非常に高く、70万人程になります。20万人程から70万人程に上がっているのので、約3.4倍、増えているということになります。

日本のうつ病経験者は3.3～7%の割合とのことです。私は多いと思っていましたが、ヨーロッパやアメリカの数字に比べると少ない方です。恐らくこれからまだ増えていくのではないかと思います。

それでは、なぜ増えているのでしょうか。要因はいろいろとあるようですが、一つはうつ病に対する認知度が向上したことによって、精神科や心療内科を受診するハードルが比較的低くなり、うつ病を診断する人が増えてきているのではないかと思います。もう一つは、リーマンショックに代表される経済的な状況で、会社が破綻して自分の働く口がなくなる、収入がなくなるなど、社会情勢や経済情勢が影響していると思います。バブル経済が崩壊してから20年間うつ病も含めて自殺率が約3万人と、非常に上がっています。ようやくここ2年、2万7千人～8千人位と、3万人を切るようになってきましたが、経済状態が自殺にも非常に関係し

ていることが、データでも明らかになっています。また、後ほど述べますが、最近では従来の定型のうつ病とは違う新型うつ病と言われるものもあり、今までのうつ病とは少し異なる診断基準で解釈が広がっていることも、うつ病が増えている原因ではないかと言われています。

憂うつな気分、気持ちが重いといった抑うつ状態がほぼ一日中、長い期間続くのがうつ病の代表的な症状ですが、これだけでうつ病なのか？と言われると、そうとは言い切れず難しいところです。抑うつ気分、何をしても楽しくない、興味が湧かない、疲れているのに眠れない、一日中眠い、早くに目が覚めてしまう、イライラして落ち着かない、自分を責める自責感、価値がないと感じる無力感、思考力の低下、死にたくなるなどの症状が1週間位、例えば誰かに振られてしまって元気がない、気持ちが沈んでしまうということは誰でもあると思いますが、それが2週間以上続くと、うつ病の可能性を考えなければなりません。

他にも身体に出るサインがあります。食欲不振、胃のむかつき、口が渇く、体がだるい、疲れやすい、頭痛や肩こり、めまい、性欲がない、便秘など、これ以外にも周りからみて分かるものが、表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かないなどの症状、また、薬物、飲酒などの依存物など、みて取れるサインがあります。

うつ病の治療は、身体の病気が原因である場合はその治療を行います。また、薬の影響が考えられる場合は投薬を中止します。この二点がよく言われるのですが、例えば、甲状腺の機能低下でうつ的な症状が出ることはあるのですが、その機能をきちんと高めれば治るところを、うつ病と間違えられて甲状腺治療が放置され、実はうつ病ではなかったという例などもあり、うつ病との鑑別の難しさが出てくる場合もありま

す。薬の影響も、副腎皮質ホルモン系に作用する薬を使っていると気分が低下してしまうケースがあり、この点もうつ病とは違い、薬の副作用的なものから出るうつ的な症状のため、気をつけなければいけないところです。

性格的にも、先ほどストレスに対する脆弱性について述べましたが、その人自身のメンタル的な部分からすぐ気分が落ち込んでしまうことがあります。このようなケースでは、心理カウンセリングや心理療法的なアプローチの対応により、薬を使わなくて済む場合もあります。このようなにいろいろ見立てながら、うつ病に対して取り組んでいくことが必要になるかと考えられます。性格的な影響があったとしても、うつ状態がすごく重症で抑うつがひどいのであれば薬を使うなど、ケースバイケースな対応をとることになります。

うつ病と診断された場合は抗うつ薬による治療となりますが、軽症うつ病の場合は、うつ病であっても薬の効果が期待できません。薬さえ飲めばうつ病は治るという絶対的なものではないことを、しっかりとドクターとの確認において進めていくことがうつ病では大事になります。

先ほど双極性障害という躁うつ病のことを紹介しましたが、うつ病ではあるが、その人自身が以前は過活動で、すごく元気があり、寝ないでもバリバリ仕事できていた時期があった、それが、突然元気がなくなり何もやる気がなくなり、気分がストーンと落ちてしまうという躁状態からうつ状態に転換するケースがあります。躁状態を経験したことがある場合は、双極性障害、躁うつ病の確認が必要で、その場合には薬の種類や対応が変わったりします。

軽症のうつ病、不安障害、適応障害もそうですが、精神疾患の最初に出てくる、気分が乗らないという抑うつ状態が一つの特徴的です。抑

うつ状態だから、うつ状態だからうつ病だとすぐに決めてつけてしまうと、もしかしたら統合失調症からくる抑うつ状態であるかもしれません。パーソナリティ障害によるリストカットをする学生なども抑うつ状態を有するのが恐らくいるのではないかと思います。代表的なのが、見捨てられ不安といわれる不安感です。不安感を自分で抑制させるために切ってしまう、切ることによって不安感、抑うつ状態から解放されるという行動で、うつ的な症状だからうつ病なのかと思ったら、実はパーソナリティ障害だったなど、本当の疾患が見逃される危険性があります。最終的な診断はドクターにお任せするのですが、正しいうつ病の診断として、うつ病のどのタイプなのか、ほかの疾患である可能性はないのかということまで含めて、私たちも知っておいてもいいのではないかと思います。

今申し上げたように、うつ病の治療は一人一人異なります。典型的なうつ病であれば、セロトニンやノルアドレナリン系の薬物療法が期待されますし、性格や環境の影響ということであれば心理療法的なアプローチや、仕事がストレスフルであれば環境を整えてあげる、他の病気、甲状腺の機能や副腎皮質系の薬が原因であれば、病気の治療や薬を変えていくということが挙げられます。

大学ですから休学することも出てくると思います。休養が必要な場合は休学という選択もありますが、学業をそのまま続けていくことが治療的に望ましいという場合もあります。うつ病だからすぐ休息ということではなく、その人のうつ病と他の人のうつ病は違うもので、治療法は必ずこれで決まっていると考えたものではないと考えてください。

従来型と異なる新型のうつ病についてですが、例えば、うつ的な症状で会社を休んだとこ

る、その若い人が海外旅行に行っていた、ゴルフに行っていたなど、本当にうつ病なのかと社会問題的にトピックになった時期がありました。そういうタイプのうつ病が新型のうつ病です。従来型のうつ病というのは、生真面目で、一生懸命頑張って、それで燃え尽きてしまいうつ病になってしまうというものです。新型のうつ病で一番特徴的なのは、批判に対する敏感性で、批判されたことに対して自分自身の自己愛がものすごく傷つけられ、立ち直れなくなり、それで相手に対して攻撃をします。今までは自分がいけないのだと自分のことを責めていたのが、自分ではなくて外に出るようなタイプのうつになります。

従来型のうつ病は「励まさないように」といわれてきましたが、新型のうつ病は、外に出るとわりと元気ですから、「一緒に頑張っていこう」「大変だったと思うけど、何とかやればできるよ」という感じで、盛り立ててあげなければいけないようなタイプです。例えば、大学の中で考えられるのは、ゼミの発表などを担当した学生が、その発表に対して、散々に指摘されて、落ち込んでしまったとします。頑張れる学生だと、そこから自分自身で立ち直るのですが、こういうタイプだとやる気がなくなり、「もう学校来ない」と延々と立ち直れないことが考えられたりします。以上のような事柄を通して簡単にではありますが、うつ病のことを紹介しました。

### 【発達障害について】

次に発達障害です。生まれつき脳の発達が異常であるということではないのですが、通常と異なり、それが幼児のうちから症状として現れ、本来の育児方法ではうまくいかず、成長するにつれて、自分自身の得意、不得意の部分に気づいて生きにくさを感じることがあります。大人

の発達障害は結構このタイプになります。大人になって自分と周囲を比べてみると「おかしい」と気づきます。ですから、先天的なハンディキャップと考えられる部分もないことはないのですが、どちらかと言うと、そうではないと考えた方が私達は対応しやすいと思います。

一生発達しないということではなく、発達の仕方が通常の子どもと異なっており、支援のあり方でハンディキャップとなるかどうかが決まります。自閉症のお子さんは、例えば、「今日はディズニーランドに行き、夕方はファミリーレストランで食事をし、ドライブをして帰るよ」と言っても、言葉を上手く処理できないため理解できません。どのような対応の仕方があるかという、絵で見せる、写真を見せて「ここに行くよ」と説明する、あるいは「誰に会うよ」と全てみせると、安心して外に出掛けられたりします。支援のあり方によって、ハンディキャップになるかどうかが決まってくるため、その対応方法を覚えておくとし方も楽にできる場合が出てきます。

成長とともに改善していくため、発達することにより、言葉を使えなかったのが、他の子どもよりは少し不得意かもしれないけれども使えるようになっていきます。ですから、周囲の理解、あるいはサポートが得られていくと、いい意味で、その人の自分らしさが出てくるのではないかと思います。逆に周りが全く理解しない、周りから誹謗中傷を浴びるような人生を歩いてしまうと、二次障害的に人を殺めてしまうという事件や事故を発生させる原因となったりします。

発達障害は、自閉症が一つあり、正式には注意欠如多動性障害という ADHD、それに学習障害などをひとくくりにして発達障害といわれています。つい最近、1年ほど前、アメリカの

精神医学会で発達障害の診断基準が若干変更され、アスペルガー症候群が名称としてはなくなりました。日本では、数年間はこの名称が生き残っていくと思います。今後、正式には自閉症スペクトラム障害という名称で、広汎性発達障害もアスペルガー症候群も全部ひとくくりにするようになりましただけで、そういうものだと理解してください。これから数年の間、これらの名称が混在してくる時代になると思います。

スペクトラムというのは連続体という意味で、自閉症の広汎性発達障害とアスペルガー症候群、そして高機能自閉症は、知的な遅れがないかが一つのポイントになります。知的な遅れがある自閉症と、知的な遅れのない自閉症があり、知的な遅れがない自閉症になると高機能自閉症となり、とても計算が速かったり、記憶力がよかったです。昔『レインマン』という映画でモデルになったのがこの高機能自閉症の方です。また、対人関係で、空気が読めるのか読めないのか、言葉が出せるのか出せないのか、特定のものに対してこだわりが強いのか強くないのかなど、その辺りのグレーゾーンの濃い薄いので、自閉症スペクトラム障害とひとくくりにとめて言うのが最近の流れになっています。

自閉症だけではなくて、例えば自閉症と学習障害が重なっている人、あるいは ADHD と自閉症が重なっている人、この三つが重なっている人など、いろいろとタイプがあります。このように個人差が大きいというのが、発達障害の特徴です。自閉症スペクトラム障害は、ここに重なってきているということです。

自閉症あるいは自閉症スペクトラム障害の三つの特徴として、コミュニケーションが上手くとれない、言葉が上手に使えない、そして相互的な対人関係の障害があります。目を見て、きちんと自分の気持ちを話し、相手の気持ちも汲

み取って、それで一つの物事を達成していくという相互遊び、子どもの時代は相互遊びができていくことが必要になりますが、それがうまくできません。あるいは興味や関心が同じところに集中し過ぎてしまう、電車に異常に詳しいなどの例があります。電車のことはよく知っているけれども、他のことに関しては全く関心がない、こういう例が出てきます。

罹患率は人口率にして、100人に1～2人存在すると言われてはいますが、私の実感としてはもっと多いと思います。スクールカウンセラーで中学校や小学校に行かせていただいた実感では、だいたい1クラス50人と考えると、1クラスに5人ほどは在籍しているかと思っています。それぐらい先生の指示を聞かない、他人とのトラブルが大きいという課題を抱えたクラスを比較的好くみました。また、わりと男性の方が女性よりも多いということ、1家族に何人か存在することがあり得ます。

自閉症のケースとしては、急な予定や、初めての場所に行くときに、不安になって動けなくなるがよくあります。そのような場合、周りの人が促すと余計に不安が高まり、大きな声を突然出してしまうことがあります。周りの人は、なぜ不安になるのか分からないので、どうしたらよいかと言っています。しかし、よく知っている場所では一生懸命活動的に取り組むことができます。予定の変更がパニックを引き起こすので、きちんと予定を組んであげて、「ここではこうするんだよ」とあらかじめ説明しておく、お子さんは落ち着いて行動できます。

アスペルガーの例を少し出しましたが、他人と話しているときに自分のことばかり話してしまい、相手の人からはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持

ちが分からない」「自分勝手にわがままな子」と言われてしまいますが、大好きな電車のことになると、専門家顔負けの知識を持っていて、お友だちに感心されたりします。しかし、「もう終わりにしてください」と言われると、「どうして僕の話の聞いてくれないんだ」と言って癇癢を起こし、友人関係の中でトラブルが発生することが、アスペルガーでは結構あるケースです。

注意欠如多動性障害は、多動性、衝動性、あるいは不注意が7歳までに出てきます。3～4%ぐらいの子どもに存在して、女性より男性に多くみられます。男の子の場合は元気いっぱいですから、落ち着きがないというのは常ですけれども、小学校に入り、先生の言うことを聞いて座ったまま勉強することができないと、「どうしたのかな」とみてしまいます。しかし、ホルモンバランスのこともあり、青年期になると落ち着いてくるのが結構多いのですが、女性の場合はそのまま年齢を重ねて、例えば、片付けができない女性がよく話題に上がりますが、そのようなケースはADHDなどの可能性を考慮することができます。

ADHDのケースとして、大事な仕事の予定を忘れたり、大切な書類を置き忘れてすることがよくあります。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。その一方で、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。注意が非常に拡散しているので、周りのことがよく見えたりするのです。しかし、忘れっぽいので、さっき置いていたものをもう置き忘れて別のところに行ってしまうなど、行動的ではありますが、落ち着いていることが難しい場合もあります。

学習障害は、一般的な知的発達には問題がな

いものの、読む、書く、計算するなどの処理が難しいという症状です。米の有名俳優のトム・クルーズさんは、学習障害の一種のディスレクシアということ公表されていて、読むことに困難さを抱えている障害です。そこで演技をするために彼は、全部耳で聞いて台詞を覚えるということをしています。LDのケースとして、会議で大事なことを忘れてしまい、メモを取っても、本当は書くことが苦手なため、書くことに必死になり過ぎて会議の内容が分からなくなることがあります。後で会議の内容を周りの人に聞くので、周りの人から「もっと要領よくメモを取ればいいのに」と言われてしまいます。しかし、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使うなど他の方法を取り入れ、自分なりの工夫でLDを克服できます。

自閉症スペクトラム障害の場合は、1歳を過ぎた頃からサインが出てきます。他人と目を合わせて、あやしたときに関心を示してくれたりしないと、「どうなのかな」と少し考えることが出てきます。

それでは、どのように接して、治療を目指すのかですが、自閉症スペクトラムの場合は、コミュニケーション能力が未発達で、視線を合わせることが上手くできない、また人に対する関心が楽しいことだということをもともと持っていません。そこをできるように適応力を伸ばしていくことで、コミュニケーション能力の発達を促していきます。また、言葉が出なければ、視覚的な手掛かり、写真とか絵を使いながら話をしていきます。

思春期以降に不安症状やうつ症状があった場合には、抗不安薬や抗うつ薬を服用すると改善します。あとは、部屋を静かにする、後ろの方に座っていると注意が拡散してしまうので、前の方に座らせるなどの環境調整もあります。



ADHDは、あまりにもひどい場合は投薬を選択する場合があります。集中を妨げる刺激を周りからなくしていくことで生活環境を調整します。また、集中する時間を短めする、量を少なめにする、休憩のタイミングを決める、話し合っただけの通りに実行してあげる、きちんとできたらそのことを認めて褒めてあげるなどの対応があります。周りの子との差を本人自身が分かっているケースも多いので、「どうせ自分ではできないのだ」と、自尊心が傷ついている場合もあります。そのような部分もフォローしていくと、取り組みとして将来的には望ましい方向性が出てくるのではないかと思います。

学習障害は、教育的な支援が重要になり、その人自身ができること、できないことをみていく必要があります。読むことが苦手な場合は大きな文字で書く、大きなマス目のノートを使う、絵を使って視覚化する、録音や録画で対応するなど、その人その人に応じた工夫を考えていきます。親と学校が、子どもにある困難さをしっかりと理解していくことが、その人自身への支援になるのではないかと思います。

### 「ケース検討～発達障害～」

ケースの検討として、厚生労働省が出している発達障害のケースを紹介致します。相談時に大学4年生の22歳の男性で、対人関係や就職が難しいというケースで、事例の概要は、幼少期から特定のおもちゃや難しい漢字にしか興味を持たない、同じフレーズを繰り返すなどの発達的な特徴が認められていましたが、両親がその特徴を「うちの子は天才」と自慢し、発達上の問題としては捉えていませんでした。3歳児健診で発達の偏りを指摘されたものの、両親は納得できず、専門機関に相談することもしませんでした。小・中学校では特定の友だちはおらず、休み時間は一人で本を読んで過ごすことが

多かったということです。公立高等学校に進学しましたが、その頃から情緒的な不安定さが現れ始め、体操服が見当たらないことを「嫌がらせだ」と思い込み、下級生を後ろから突き飛ばすという出来事も起きました。大学に進学すると、対人的な交流はさらに減り、ほとんどの時間を読書や小説の執筆に費やしました。ゼミでは、他者と協力しての資料収集や発表をすることができずに孤立していました。深夜までネットサーフィンをして朝起きられず、欠席や遅刻が続き、英語は特に不得意で3年生になっても単位が取れませんでした。一度だけアルバイトを経験しましたが、指示が理解できないことや周囲とのコミュニケーションが取れず1週間で辞めてしまいます。3年生の後半から就職活動に取り組みましたが、特に面接が上手くいかないため、次第にふさぎ込むようになり、部屋から2～3日出てこないこともありました。

この時期、母親が抑うつ状態となり、精神科クリニックに通院するようになったのですが、クリニックで母親が息子について相談したところ、主治医から発達障害の可能性を指摘され、発達障害者支援センターへの相談を勧められたことから、母親が本人を説得し、発達障害者支援センターに繋がりました。

この頃、大学での修学支援と適応を図るネットワーク支援として、いろいろなところと関係を持っていきます。診断から大学卒業までの経過として、発達障害者支援センターでは、認知・発達像を評価し、これは心理検査を受けているということですが、本人・家族との個別相談と大学へのコンサルテーションを継続しました。また、本人の被害感と抑うつが強かったことから、発達障害に詳しい精神科クリニックを紹介し、認知行動療法的なカウンセリングと薬物療法を受けることになりました。修学環境が

整備されたことや抑うつが軽減したこと、大学での履修ガイダンスやキャリア支援などによって、就職活動を進めながら卒業を迎えることができてきました。ここは大学までの流れです。

就職について、どのように支援したかという流れが次の通りとなります。3年生の後半から手当たり次第応募し、面接を受けて高飛車なことを言う、面接者と視線を合わせることができないなどの失敗を繰り返し、次第に就職に対する意欲も低下していきます。発達障害者支援センターでは、面接にSST、Social Skills Training といって、礼儀、挨拶などをステップアップしながら覚えていくやり方ですが、SSTを取り入れると同時に、障害者職業センターを紹介し、職業能力評価の結果に基づいてハローワークの若年コミュニケーション・能力要援助者就職プログラムを体験することになりました。

また、発達障害者支援センターから自治体の障害福祉課を紹介され、保健師の手配で、障害者地域自立支援ネットワーク事業によるケース検討会が開催されました。本人と家族の他、大学の学生相談員と指導教員、ハローワークと発達障害者支援センターの担当者、精神科クリニックの心理士が、就職に向けた取り組みについて話し合い、就職までの道筋が示されました。関係者の協力的な姿勢が後押しとなり、本人が障害者手帳を取得し、再び就職活動に取組み、障害者雇用制度を活用した就職が決定し、ジョブコーチの支援を受けながら安定した就労に結びつきました。

さて、どのようなところと関わってくるかというと、発達障害基本法という法律が施行されてから発達障害者支援センターが設立されてきました。大学の場合は、学生相談室や学生支援センターでの相談があり、履修のことは教務事

務室や学部事務、就職のことであればキャリアセンターなど、部署またがって協力関係を築いていきます。あとは、精神科クリニックや、事例で出ていたハローワークなどです。また、今の事例のお子さんの場合は、障害者手帳を取得する方向性を持っていたので、地域障害者職業センターなどで各種検査をする、事業所を見学する、ジョブコーチと一緒に就職のトレーニングをするなどの各機関の連携があって、協力関係を築いたのが一つの方法となりました。

### 「発達障害～支援のポイント～」

私達、教職員が押さえておきたい発達障害や精神障害の学生への視点ですが、学習面、対人関係面、生活面、進路面をみるのが一つのポイントではないかと思います。学習面だと、苦手な教科にどのような面があって、得意、不得意があるのか、例えばスポーツ科学科の先生方でしたら、体育で体を動かすことから、協調性の運動障害という発達障害の一つに、俗に言う運動音痴、自分の思い通りに体が動かない方々がいます。普通に指導することではできないので、その学生には別の方法で指導するなどの必要性がスポーツや運動の場合ではあります。あるいは黒板の字が全く書けない、板書が読み取れないということであれば、別の方法を考えるという学習面の指導もあります。

対人関係面では、先生方が、ゼミなどの様子やスポーツの集団活動の動きがある場面で、非常にリアルに分かるかと思います。そのときに発達障害の学生はどのようにしたらよいか分からないので、具体的に「このようにやってみよう」と指導する、あるいは実際にロールプレイとして一回りハースルをしてみる、そのような対応で上手く指導し、そのことをしっかり褒めて認めていきます。

他にも、自尊心がすごく傷ついているケース

が非常に多いので、そこをあまり刺激しないように、きちんとできたら褒める、あるいは周りに対して受容的な雰囲気が出るようなクラス運営など、その人が尊重される人間関係づくりが必要になってきます。

大人になっても、発達障害で世の中をものすごく斜に見ているような人と、発達障害でも、世の中に対してチャレンジングにやっている人もいます。話を聞いてみると、チャレンジングにできている人は、サポーターに支えられている体験が多いと個人的には思っています。教育の現場や地域の現場で、そういう学生に対していかに支えてあげられるかも、大事なところではないかと思えます。

また、生活面では感覚の過敏性があります。皮膚に少し触られるような何も感じないぐらいのタッチの感覚を、ものすごく過敏に反応してしまう人もいます。感覚過敏性といいます。味覚でも、好き嫌いが激しい、味覚の感覚がとても鋭敏である、また、触覚や視覚にもあります。目に入ってくる情報が非常にカラフルだと圧倒される感覚で、例えば、赤色を受けつけないということもあります。過敏性も判断の材料にする、あるいはストレスマネジメントという本人自身がりラックスする能力が実は全然なくても、「呼吸をすることですごく楽になるよ」ということを教えるだけでも、ストレスマネジメントになったりします。その人がりラックスする方法を覚えると、少しでも楽に生活ができます。

大学に入学した以上、進路の課題が出てきます。興味や特性で秀でている部分を見出す、情報に対して疎い場合には「このような働き方や職業・業界があるんだよ」という情報を提供します。知らないことから知っていることを増やしてあげる、そういう支援が重要になります。

他にもいろいろありますが、この四つの面が

先生方にご提示したかったことです。今回紹介した内容は厚生労働省のホームページなどに出ていますので、ご参考にしていただけたらと思います。どうも長い時間ありがとうございました。(拍手)

